

四日市市工事執行規則及び四日市市工事執行規程の施行に関し必要な書類の様式を定める要綱

四日市市工事執行規則（昭和46年四日市市規則第34号）（以下「規則」という。）及び四日市市工事執行規程（昭和46年四日市市訓令甲第12号）（以下「規程」という。）の施行に関し、必要な書類の様式は、別に定めがあるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 入札参加資格審査申請書（建設工事）……………〔第1号様式〕
- (2) 入札参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）……………〔第2号様式〕
- (3) 指名通知書……………〔第3号様式〕
- (4) 指名通知書（郵便入札用）……………〔第4号様式〕
- (5) 工事請負契約書……………〔第5号様式〕
- (6) 工事請負契約書（三者契約用）……………〔第6号様式〕
- (7) 工事請負契約書（単価契約用）……………〔第7号様式〕
- (8) 委託契約書……………〔第8号様式〕
- (9) 委託契約書（単価契約用）……………〔第9号様式〕
- (10) 委託契約書（業務委託契約用）……………〔第10号様式〕
- (11) 変更契約書（工事）……………〔第11号様式〕
- (12) 変更契約書（工事三者契約用）……………〔第12号様式〕
- (13) 変更契約書（委託）……………〔第13号様式〕
- (14) 請書（工事）……………〔第14号様式〕
- (15) 請書（委託）……………〔第15号様式〕
- (16) 変更請書（工事）……………〔第16号様式〕
- (17) 変更請書（委託）……………〔第17号様式〕
- (18) 工事設計書……………〔第18号様式〕
- (19) 工程表……………〔第19号様式〕
- (20) 工事着手届……………〔第20号様式〕
- (21) 委託業務着手届……………〔第21号様式〕
- (22) 請負工事一部下請負届……………〔第22号様式〕
- (23) 再委託届……………〔第23号様式〕
- (24) 現場代理人・技術者選任（変更）通知書……………〔第24号様式〕
- (25) 管理技術者・照査技術者選任（変更）通知書……………〔第25号様式〕
- (26) 貸与品借用書……………〔第26号様式〕
- (27) 支給品受領書……………〔第27号様式〕
- (28) 工事完成届……………〔第28号様式〕
- (29) 工事既済部分届……………〔第29号様式〕
- (30) 工事部分完成届……………〔第30号様式〕
- (31) 委託業務完了届……………〔第31号様式〕
- (32) 工事完成認定書……………〔第32号様式〕

- (33) 出来高認定書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔第 33 号様式〕
- (34) 委託業務完了認定書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔第 34 号様式〕
- (35) 工事目的物引渡書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔第 35 号様式〕
- (36) 成果物引渡書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔第 36 号様式〕
- (37) 請負代金請求書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔第 37 号様式〕
- (38) 業務委託料請求書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔第 38 号様式〕
- (39) 前金払請求書（工事）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔第 39 号様式〕
- (40) 前金払請求書（委託）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔第 40 号様式〕
- (41) 内金払請求書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔第 41 号様式〕
- (42) 仲裁合意書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔第 42 号様式〕
- (43) 仲裁合意書（三者契約用）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔第 43 号様式〕
- (44) 工事（検査）台帳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔第 44 号様式〕
- (45) 工事（支払）台帳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔第 45 号様式〕
- (46) 契約決定通知書（工事）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔第 46 号様式〕
- (47) 契約決定通知書（委託）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔第 47 号様式〕
- (48) 監督職員選任通知書（工事）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔第 48 号様式〕
- (49) 監督職員選任通知書（委託）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔第 49 号様式〕
- (50) 材料受払簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔第 50 号様式〕
- (51) 支給材料貸与品返納書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔第 51 号様式〕
- (52) 工事施行一時中止（再開）通知書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔第 52 号様式〕
- (53) 工事請負契約解除通知書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔第 53 号様式〕
- (54) 委託契約解除通知書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔第 54 号様式〕
- (55) 工事成績評定書（土木工事）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔第 55 号様式〕
- (56) 工事成績評定書（営繕工事）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔第 56 号様式〕
- (57) 工事成績評定書（設備工事）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔第 57 号様式〕
- (58) 工事成績評定書（水道管工事）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔第 58 号様式〕

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 6 月 1 日告示第 236 号）

この要綱は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 11 月 1 日告示第 393 号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成 24 年 4 月 1 日告示第 157 号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成 24 年 12 月 19 日告示第 462 号）

この要綱は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 4 月 1 日告示第 167 号）

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年8月26日告示第368号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成28年4月1日告示第213号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年7月25日告示第380号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成29年2月3日告示第41号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成30年5月1日告示第299号）

この要綱は、告示の日から施行する。

入札参加資格審査申請書(建設工事)

□年 □月 □日

あて

所在地又は住所

商号又は名称

代表者氏名

実印

貴職が発注する建設工事に係る競争入札に参加する資格内容の審査について申請します。
 申請者及び受任者が地方自治法施行令第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)に該当するものでないこと並びに
 この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。
 なお、申請者基本情報の代理申請者氏名欄に記入がある場合は、この申請に関する書類の作成及び提出に関する権限を委任します。
 また、審査申請内容を共同受付参加団体及び受付作業等を受託した公益財団法人三重県建設技術センターが取り扱うことについて同意します。

1. 申請者基本情報(申請者である本店等の基本情報)

(01)	建設業許可番号					
(02)	商号又は名称					
(03)	商号又は名称のフリガナ					
(04)	代表者役職名	(05)	代表者名	(06)	代表者名のフリガナ	
(07)	資本金額	(千円)	(08)	建設業退職金共済事業加入の有無	(1:加入有 0:加入無)	
(09)	郵便番号					
(10)	所在地又は住所					
(11)	電話番号	(12)	ファクシミリ番号			

申請事務担当者氏名	申請事務担当者 連絡先(電話番号)
-----------	----------------------

代理申請者氏名	代理申請者住所	申請事務担当者 連絡先(電話番号)
---------	---------	----------------------

※代理人(行政書士等)が申請する場合であっても申請事務担当者欄は必ず記入してください。

※記載された本申請書は、申請者において写しを作成し、保管するようにしてください。

2. 申請先団体毎の申請情報(登録を希望する団体毎に対する申請情報)

(13) 申請先団体

(下記14~24の本店又は支店等に関して、申請を行いたい団体に○を記載してください。他の支店等が下記以外の団体に申請する場合は、支店等ごとに第A-2号様式を作成して申請してください。)

団体名	三重県	津市	四日市市	桑名市	鈴鹿市	名張市	尾鷲市	亀山市	鳥羽市	いなべ市	志摩市	伊賀市	木曾岬町	東員町	菰野町	朝日町	川越町	多気町	明和町	大台町	玉城町	度会町	大紀町	南伊勢町	紀北町	御浜町	紀宝町	四日市組合	管理市組合
申請先に○印																													

注)申請先の団体毎に別途添付書類が必要になることがあります。詳細は「共同受付参加団体個別の必要添付書類(建設工事)」をご覧ください、不備等のないようにしてください。

(14)	本店等からの委任の有無	(1:委任有 0:委任無)	※本店等から委任がある場合は、第A-2号様式(この様式)には、「支店等」の内容を記入してください。(委任がない場合は、15~23の項目を記入していただく必要はありません。)																							
(15)	支店等の商号又は名称																									
(16)	支店等の商号又は名称のフリガナ																									
(17)	支店等の代表者の役職名	(18) 支店等の代表者名	(19) 支店等の代表者名のフリガナ																							
(20)	支店等の郵便番号																									
(21)	支店等の所在地又は住所																									
(22)	支店等の電話番号	(23) 支店等のファクシミリ番号																								
(24)	この本店又は支店等で登録を希望する建設業許可業種(希望業種又はISO認証取得業種に○を記載してください。)																									

建設業許可業種 (コード表参照)	010	011	020	030	040	050	051	060	070	080	090	100	110	111	120	130	140	150	160	170	180	190	200	210	220	230	240	250	260	270	280	
	土木一式	プレストレストコンクリート	建築一式	大工	左官	とび・土工	法面処理	石	屋根	電気	管	タイル・レンガ	鋼構造物	鋼橋上部工	鉄筋	舗装	しゅんせつ	板金	ガラス	塗装	防水	内装仕上	機械器具	熱絶縁	電気通信	造園	さく井	建具	水道施設	消防施設	清掃施設	
許可区分	特定																															
	一般																															
登録希望業種																																
ISO14001 認証取得状況																																
ISO9000s 認証取得状況																																

本申請書は、申請者において写しを作成し、保管するようにしてください。

会社名 _____

入札参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等)

年 月 日

あて

所在地又は住所

商号又は名称

代表者氏名

実印

貴職が発注する測量・建設コンサルタント等に係る競争入札に参加する資格内容の審査について申請します。
 申請者及び受任者が地方自治法施行令第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)に該当するものでないこと並びに
 この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。
 なお、申請者基本情報の代理申請者氏名欄に記入がある場合は、この申請に関する書類の作成及び提出に関する権限を委任します。
 また、審査申請内容を共同受付参加団体及び受付作業等を受託した公益財団法人三重県建設技術センターが取り扱うことについて同意します。

1. 申請者基本情報(申請者である本店等の基本情報)

(01)	商号又は名称					
(02)	商号又は名称のフリガナ					
(03)	代表者役職名	(04)	代表者名	(05)	代表者名のフリガナ	
(06)	資本金額	(千円)	(07)	創業年	明治、大正、昭和、平成	年
(08)	郵便番号					
(09)	所在地又は住所					
(10)	電話番号	(11)	ファクシミリ番号			

申請事務担当者氏名		申請事務担当者 連絡先(電話番号)	
-----------	--	----------------------	--

代理申請者氏名		代理申請者住所		申請事務担当者 連絡先(電話番号)	
---------	--	---------	--	----------------------	--

※代理人(行政書士等)が申請する場合であっても申請事務担当者欄は必ず記入してください。
 ※記載された本申請書は、申請者において写しを作成し、保管するようにしてください。

2. 申請先団体毎の申請情報(登録を希望する団体毎に対する申請情報)

(12) 申請先団体

(下記13~25の本店又は支店等に関して、申請を行いたい団体に○を記載してください。他の支店等が下記以外の団体に申請する場合は、支店等ごとに第B-2号様式を作成して申請してください。)

団体名	三重県	津市	四日市市	桑名市	鈴鹿市	名張市	尾鷲市	亀山市	鳥羽市	いなべ市	志摩市	伊賀市	木曾岬町	東員町	菰野町	朝日町	川越町	多気町	明和町	大台町	玉城町	度会町	大紀町	南伊勢町	紀北町	御浜町	紀宝町	四日市組合 管理市組合
申請先に○印																												

注)申請先の団体毎に別途添付書類が必要になることがあります。詳細は「共同受付参加団体個別の必要添付書類(測量・建設コンサルタント等)」をご覧ください、不備等のないようにしてください。

(13) 本店等からの委任の有無		(1:委任有 0:委任無)	※本店等から委任がある場合は、第B-2号様式(この様式)には、「支店等」の内容を記入してください。(委任がない場合は、14~22の項目を記入していただく必要はありません。)																								
(14) 支店等の商号又は名称																											
(15) 支店等の商号又は名称のフリガナ																											
(16) 支店等の代表者の役職名											(17) 支店等の代表者名											(18) 支店等の代表者名のフリガナ					
(19) 支店等の郵便番号																											
(20) 支店等の所在地又は住所																											
(21) 支店等の電話番号											(22) 支店等のファクシミリ番号																
(23) ISO14001認証取得											(24) ISO9000s認証取得																
(25) この本店又は支店等で登録を希望する業種及び部門(入札参加を希望する業種欄の登録番号、登録年月日を記載するとともに、各部門コード欄へ○印を記載してください。)																											
希望業種	登録番号	登録年月日	部門コード (コード表参照)	010	020	030	040	050	060	070	080	090	100	110	120	130	140	150	160	170	180	190	200	210			
510 測量			希望部門 登録等の有無																								
520 建築関係 コンサルタント			希望部門 登録等の有無																								
530 土木関係 コンサルタント			希望部門 登録等の有無																								
540 地質調査			希望部門 登録等の有無																								
550 補償関係 コンサルタント			希望部門 登録等の有無																								
560 その他 コンサルタント			希望部門 登録等の有無																								

本申請書は、申請者において写しを作成し、保管するようにしてください。

第3号様式（規則第9条関係）

指 名 通 知 書

第 号
年 月 日

様

四日市市長

次の入札（見積り）に指名しましたから通知します。

件 名	
場所（納入場所）	四日市市 地内
設計書（仕様書）	別紙のとおり
工 期（納期）	契約の日から 年 月 日まで
現場（仕様）説明	
入札・見積日時	年 月 日 時 分
入札・見積場所	四日市市役所
記 載 方 法	様式 記載金額
記 載 条 件	落札決定に当たっては、入札（見積）書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札（見積）者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札（見積）書に記載すること。
支 払 条 件	前払金 出来高払
入 札 保 証 金	
契 約 保 証 金	
予定価格（税抜）	最低制限価格

第4号様式（規則第9条関係）

指名通知書（郵便入札用）

第 号
年 月 日

様

四日市市長

次の入札（見積り）に指名しましたから通知します。

件 名	
場所（納入場所）	四日市市 地内
設計書（仕様書）	別紙のとおり
工 期（納期）	契約の日から 年 月 日まで
入 札 方 法	郵便入札（一般書留、簡易書留、特定記録郵便のいずれかによる）
郵 送 期 間	年 月 日から 年 月 日（必着）
あ て 先	〒510-8799 四日市郵便局留 四日市市役所調達契約課行
入札（開札）日時	年 月 日 時 分
入札（開札）場所	四日市市役所
記 載 方 法	様式 記載金額
記 載 条 件	落札決定に当たっては、入札（見積）書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札（見積）者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札（見積）書に記載すること。
支 払 条 件	前払金 出来高払
入 札 保 証 金	
契 約 保 証 金	
予定価格（税抜）	最低制限価格

工事請負契約書

第 一 号

収 入
印 紙

- 1 工 事 場 所 四日市市 地内
- 2 工 事 名
- 3 工 期 自 年 月 日
至 年 月 日
- 4 請 負 代 金 額 ¥

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥

(注) 「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、請負代金額に
8/108を乗じて得た額である。

([] の部分は、受注者が課税業者である場合に使用する。)

- 5 請負代金の支払方法 前払金 ¥
中間前払金 ¥
部分払の回数 回以内及び竣工払

6 契 約 保 証 金

7 解体工事に要する費用等 別添による

[注] 建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成12年法律第104号) 第9条第1
項に規定する対象建設工事の場合は、別添に記入すること。

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によ
って公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書
記載の工事を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

四日市市諏訪町1番5号

発注者 四日市市

四日市市長

Ⓜ

住所又は所在地

受注者 氏名又は商号

代表者氏名

Ⓜ

[注] 受注者が共同企業体を結成している場合は、裏面に記載する

受注者 _____

特定建設工事共同企業体

①共同企業体代表者

住所又は所在地

氏名又は商号

代表者氏名

㊞

②共同企業体構成員

住所又は所在地

氏名又は商号

代表者氏名

㊞

③共同企業体構成員

住所又は所在地

氏名又は商号

代表者氏名

㊞

④共同企業体構成員

住所又は所在地

氏名又は商号

代表者氏名

㊞

別添

解体工事に要する費用等

建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合、記入すること。

(1) 解体工事に要する費用	
(2) 再資源化等に要する費用	
(3) 分別解体等の方法	
(4) 再資源化等をする施設の 名称及び所在地	

[金銭的保証用・無保証用]

工事請負契約書の条項

(総 則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。

3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

5 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

6 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(関連工事の調整)

第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合において、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(工程表)

第3条 受注者は、契約締結後7日以内に設計図書に基づいて、工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。ただし、発注者において必要がないと認めた場合は、この限りでない。

2 工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない

い。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる発注者が認める金融機関の振り出した小切手の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。

3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 請負代金額に著しい変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

[注] 本条は、頭書の契約保証金が「免除」の場合には適用しない。

(権利義務の譲渡等)

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、工事目的物並びに工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第37条第3項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第6条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

(下請負人の通知)

第7条 発注者は、受注者に対して、下請負人の称号又は名称その他必要な事項の通知を請求すること

ができる。

(特許権等の使用)

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護されている第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督職員)

第9条 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約条項に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) 契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
- (2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
- (3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

3 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(現場代理人及び主任技術者等)

第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

- (1) 現場代理人
 - (2) 主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）又は、監理技術者（建設業法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。）
 - (3) 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）
- 2 現場代理人は、工事現場に常駐とするものとする。ただし、発注者が特に認める工事にあつては、この限りでない。現場代理人は、この契約の履行に関し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金額の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 4 現場代理人、主任技術者及び監理技術者並びに専門技術者は、これを兼ねることができる。

(履行報告)

第11条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

- 第12条** 発注者は、現場代理人がその職務（主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者と兼任する現場代理人にあつては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 発注者又は監督職員は、主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、前2項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第13条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質(営繕工事にあつては、均衡を得た品質)を有するものとする。

2 受注者は、設計図書において監督職員の検査(確認を含む。以下この条において同じ。)を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 監督職員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。

4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督職員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。

5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督職員の立会い及び工事記録の整備等)

第14条 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

2 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。

3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調査又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があつたときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

4 監督職員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。

5 前項の場合において、監督職員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督職員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調査して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調査又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があつたときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第15条 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 監督職員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適當でないと認められたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第2項の検査により発見することが困難であった隠れた瑕疵があり使用に適當でないと認められたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格、性能、引渡場所若しくは引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書で定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督職員の指示

に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

第16条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事用材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項の規定により受注者がとるべき措置の期限及び方法については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等)

第17条 受注者は、工事の施工が設計図書に適合しない場合において、監督職員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督職員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督職員は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督職員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

- (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの
発注者が行う。
- (2) 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの
発注者が行う。
- (3) 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの
発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

5 前項の規定により、設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第19条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、工事内容を変更し、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な現象（以下「天災等」という。）であつて受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認めるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第21条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があつた場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第22条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、この契約書の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。

- 3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第23条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第21条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合は、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法)

第24条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第25条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができ

る。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合は、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

- 第26条** 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。
- この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督職員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。
 - 3 監督職員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
 - 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲内において負担することが適当でない認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

- 第27条** 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害(次条第1項若しくは第2項又は第29条第1項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(第52条第1項の規定により付された保険等により

てん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第28条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第52条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第29条 工事目的物の引き渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの(以下この条において「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料又は建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第52条第1項の規定により付された保険等によりてん補されたものを除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額(工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第37条第3項の規定による検査、立会いその他の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(第6項において「損害合計額」という。)のうち請負代金額の100分の1を超える額

を負担しなければならない。

5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

(1) 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合はその評価額を差し引いた額とする。

(2) 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合はその評価額を差し引いた額とする。

(3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「当該損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第30条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第22条まで、第25条から第27条まで、前条又は第33条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合は、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の請負代金額の増額すべき事由又は費用の負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合は、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第31条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者又は検査職員は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申し出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時にすることを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完了とみなして前5項の規定を適用する。

（請負代金の支払い）

第32条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（部分使用）

第33条 発注者は、第31条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（前金払及び中間前金払）

第34条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金

保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、頭書の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 3 受注者は、第1項の規定による前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、頭書の中間前払金の支払いを発注者に請求することができる（ただし、部分払をした後にあっては、中間前払金を請求することができないものとする。）。第2項の規定は、この場合について準用する。
- 4 受注者は、前項の中間前払金の支払いを請求しようとするときは、あらかじめ、発注者の中間前払金に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者は、受注者の請求があったときには、速やかに当該請求の内容について調査を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。
- 5 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金（中間前払金の支払いを受けている場合には、中間前払金を含む。以下この条から第36条までにおいて同じ。）の額が減額後の請負代金額の10分の5（第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第37条又は第38条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 6 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合においては、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済の前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の5（第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）の額を差し引いた額を返還しなければならない。
- 7 発注者は、受注者が第5項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還する日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「財務大臣が決定する率」という。）の割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

（保証契約の変更）

第35条 受注者は、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

2 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第36条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

(部分払)

第37条 受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（第13条第2項の規定により監督職員の検査を要するものにあつては、当該検査に合格したもの、監督職員の検査を要しないものにあつては、設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより、工期中頭書の回数を超えない回数部分払を請求することができる。ただし、中間前払金の支払いを受けた場合においては、発注者が特に必要があると認める場合を除き、部分払の請求はできないものとする。

2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入した工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を発注者に請求しなければならない。

3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認めるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

5 受注者は、第3項の規定による確認があつたときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から20日以内に部分払金を支払わなければならない。

6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

$$\text{部分払金の額} \leq \text{第1項の請負代金相当額} \times \left\{ \frac{9}{10} - \frac{\text{前払金額} + \text{中間前払金額}}{\text{請負代金額}} \right\}$$

7 第5項の規定により部分払金の支払いがあつた後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代

金相当額を控除した額」とするものとする。

(部分引渡し)

第38条 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だつて引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第31条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第32条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項の規定により準用される第32条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第32条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

$$\text{部分引渡しに係る請負代金の額} = \text{指定部分に相応する請負代金の額} \\ \times \{1 - (\text{前払金額} + \text{中間前払金額}) / \text{請負代金額}\}$$

(債務負担行為に係る契約の特例)

第39条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は次のとおりとする。

年度	円
年度	円
年度	円

[注] 第39条から第41条までは、この契約が債務負担行為に基づく場合に使用する。

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

年度	円
年度	円
年度	円

3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

(債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前金払の特例)

第40条 債務負担行為に係る契約の前払金及び中間前払金については、第34条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末）」と、同条及び第35条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定金額」とするものとする。

(前会計年度末における第37条第1項の請負代金相当額(以下この条及び次条において「請負代金相当額」という。))が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度(以下「契約会計年度」という。)以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金及び中間前払金の支払いを請求することはできない。

- 2 前項の場合において、契約会計年度について前払金及び中間前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第34条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金及び中間前払金の支払いを請求することができない。
- 3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第34条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分(円以内)を含めて前払金の支払いを請求することができる。
- 4 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、同項の規定により準用される第34条第1項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金及び中間前払金の支払いを請求することができない。
- 5 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金及び中間前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第35条第2項の規定を準用する。

(債務負担行為に係る契約の部分払の特例)

第41条 債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額(以下「出来高超過額」という。)について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払いを請求することはできない。

- 2 この契約において、前払金及び中間前払金の支払いを受けている場合の部分払金の額については、第37条第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

$$\text{部分払金の額} \leq \text{請負代金相当額} \times 9/10$$

- (前会計年度までの支払金額+当該会計年度の部分払金額)
- {請負代金相当額— (前会計年度までの出来高予定額+出来高超過額) }

$$\frac{\times (\text{当該会計年度前払金額} + \text{当該会計年度の中間前払金額})}{\text{当該会計年度の出来高予定額}}$$

3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

年度	回
年度	回
年度	回

(第三者による代理受領)

第42条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の委任状が添付されているときは、当該第三者に対して第32条（第38条において準用する場合を含む。）又は第37条の規定に基づく支払いをしなければならない。

(前払金等の不払に対する受注者の工事中止)

第43条 受注者は、発注者が第34条、第37条又は第38条において準用される第32条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを求めたにもかかわらず支払いをしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(瑕疵担保)

第44条 発注者は、工事目的物に瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、その瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、発注者は、修補を請求することができない。

2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第31条第4項又は第5項（第38条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から木造の建物等の建設工事の場合には1年以内に、コンクリート造等の建物等、土木工作物等の建設工事又は設備工事等の場合

には2年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合は、当該請求を行うことのできる期間は10年とする。

- 3 発注者は、工事目的物の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。
- 4 発注者は、工事目的物が第1項の瑕疵により滅失又はき損したときは、第2項に定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から6月以内に第1項の権利を行使しなければならない。
- 5 第1項の規定は、工事目的物の瑕疵が支給材料の性質又は発注者若しくは監督職員の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその材料又は指図が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第45条 受注者の責めに帰すべき理由により工期限内に工事を完成することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相当する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、財務大臣が決定する率の割合で計算した額とする。
- 3 発注者の責めに帰すべき理由により、第32条第2項（第38条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じて、財務大臣が決定する率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(特定の違法行為に対する措置)

第46条 受注者は、この契約の入札に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者の請求に基づき、違約金として請負代金の10分の2に相当する額を発注者に支払わなければならない。工事が完成した後も同様とする。

- (1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行

われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、受注者(受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する違約金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき損害賠償を請求することを妨げるものではない。

(発注者の解除権)

第47条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、工事を着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- (2) 受注者の責めに帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないとき認められるとき。
- (3) 第10条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (5) 第50条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (6) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するものとして四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成20年四日市市告示第28号。以下「暴力団等排除要綱」という。)第3条に規定する警察等関係行政機関からの通報又は同要綱第4条に規定する警察等関係行政機関への照会に対する回答により、契約の相手方として不相当であると認められるとき。

ア 受注者又はその役員等(法人にあつては、非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長及

びその他これに類する地位にある者並びに経営に実質的に関与している者をいう。法人格を有しない団体にあつては、代表者及び経営に実質的に関与している者をいう。個人にあつては、その者及び支配人をいう。以下この号において同じ。)が、集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれのある団体(以下「暴力団」という。)の関係者であると認められるとき、又は暴力団関係者(暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者又は集団的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者として、警察等捜査機関から通報があつた者若しくは警察等捜査機関が確認した者をいう。以下この号において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められるとき。

イ 受注者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 受注者又はその役員等が、暴力団又は暴力団関係者若しくは暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に対して直接又は間接を問わず資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 受注者又はその役員等が、暴力団又は暴力団関係者と暴力団等排除要綱別表第1第4項に規定する密接な関係を有していると認められるとき。

オ 受注者又はその役員等が、暴力団又は暴力団関係者と暴力団等排除要綱別表第1第5項に規定する社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 受注者又はその役員等が、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

キ 役員等又はその使用人が、業務(個人の私生活上の行為以外の受注者の業務全般をいう。)に関し、暴力行為(暴行、脅迫、傷害、毀棄などの刑罰法令にふれる行為をいう。)を行つたと認められるとき。

ク 受注者が、市の発注する工事又は委託の契約を履行するに当たり、暴力団等排除要綱別表第1に掲げる一に該当する者であることを知りながら、その者を下請負人として使用し、又は再委託したとき。

ケ 受注者が、市の発注する工事又は委託の契約を履行するに当たり、暴力団等排除要綱別表第1に掲げる一に該当する者を下請負人(一次下請以降の全ての下請負人を含む。)として使用

し、又は再委託（すべての再委託を含む。）していた場合に発注者が受注者に対し又は受注者を通じて当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

コ 受注者が、市の発注する工事又は委託の契約を履行するに当たり、暴力団等排除要綱別表第1に掲げる一に該当する同要綱別表第2に規定する資材販売業者等であることを知りながら、資材を購入し、又は同要綱別表第2に規定する施設若しくは廃棄物処理業者を使用したとき。

サ 受注者又は下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）が、市の発注する工事又は委託の契約を履行するに当たり、暴力団等排除要綱別表第1に掲げる一に該当する同要綱別表第2に規定する資材販売業者等から資材を購入し、又は同要綱別表第2に規定する施設若しくは廃棄物処理業者を使用していた場合に発注者が受注者に対し又は受注者を通じて当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

シ 受注者が、市の発注する工事又は委託の契約に関し、暴力団員等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報若しくは発注者への報告を怠り、著しく信頼を損なう行為であると認められるとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第47条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合（前条第6号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

第48条 発注者は、工事が完成するまでの間は、前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、こ

の契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(特定の違法行為に対する解除権)

第49条 発注者は、受注者がこの契約に関し、第46条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、前条第2項の規定は適用しない。

(受注者の解除権)

第50条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
 - (2) 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
 - (3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。
- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(解除に伴う措置)

第51条 発注者は、この契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相当する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 第1項の場合において、第34条（第40条において準用する場合を含む。）の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額（第37条及び第41条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相当する請負代金額から控除する。この場合において、受領済の前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第47条、第47条の2第2項又は第49条の規定によるときにあつては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ財務大臣が決定する率の割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第48条又は前条の規定によるときにあつては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

- 4 受注者は、この契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、この契約が解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第47条又は第47条の2第2項の規定によるときは発注者が定め、第48条又は前条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

(火災保険等)

第52条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
- 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ち

にその旨を発注者に通知しなければならない。

(賠償金等の徴収)

第53条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払いの日まで財務大臣が決定する率の割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき財務大臣が決定する率の割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(あっせん又は調停)

第54条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による三重県建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)のあっせん又は調停によりその解決を図る。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者、監理技術者、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

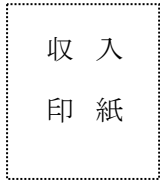
(仲 裁)

第55条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(補 則)

第56条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

工事請負契約書（三者契約用）



第 一 号

- 1 工事場所 四日市市 地内
- 2 工事名
- 3 工期 自 年 月 日
至 年 月 日
- 4 請負代金額 ¥

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥

(注) 「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、請負代金額に
8/108を乗じて得た額である。

([] の部分は、受注者が課税業者である場合に使用する。)

- 5 請負代金の支払方法 前払金 ¥
中間前払金 ¥
部分払の回数 回以内及び竣工払

6 契約保証金

7 解体工事に要する費用等 別添による

[注] 建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、別添に記入すること。

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書3通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

発注者 四日市市諏訪町1番5号
四日市市
四日市市長 ⑩

四日市市堀木一丁目3番18号
四日市市
四日市市上下水道事業管理者 ⑩

住所又は所在地
受注者 氏名又は商号
代表者氏名 ⑩

[注] 受注者が共同企業体を結成している場合は、裏面に記載する

受注者 _____

特定建設工事共同企業体

①共同企業体代表者

住所又は所在地

氏名又は商号

代表者氏名

⑩

②共同企業体構成員

住所又は所在地

氏名又は商号

代表者氏名

⑩

③共同企業体構成員

住所又は所在地

氏名又は商号

代表者氏名

⑩

④共同企業体構成員

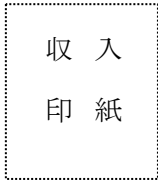
住所又は所在地

氏名又は商号

代表者氏名

⑩

工事請負契約書 (単価契約用)



- 1 工事場所 四日市市 地区
- 2 工事名
- 3 工期 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 請負代金額 別紙のとおり

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 別紙のとおり

(注) 「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、請負代金額に
8/108を乗じて得た額である。
- 5 請負代金の支払方法 部分払の回数 回以内及び完成払
- 6 契約保証金 免除

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

四日市市諏訪町1番5号

発注者 四日市市
四日市市長



住所又は所在地

受注者 氏名又は商号
代表者氏名



工事請負契約書の条項

(総 則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 受注者は、契約書記載の工事（以下「工事」という。）を契約書記載の工事場所及び工期中において、発注者の発行する工事指示書により、指示する都度指示する期間（以下「指示期間」という。）内に、指示する工事（以下「指示工事」という。）を完成し、発注者は、その請負代金を支払うものとする。

3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

5 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

(関連工事の調整)

第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合において、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第3条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、工事目的物並びに工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第10条第2項の規定による検査に合格したものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第4条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

(下請負人の通知)

第5条 発注者は、受注者に対して、下請負人の称号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(特許権等の使用)

第6条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護されている第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督職員)

第7条 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約条項に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) 契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
- (2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
- (3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

3 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(現場代理人及び主任技術者等)

第8条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

- (1) 現場代理人
- (2) 主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金額の請求及び受領、第9条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の

権限を行使することができる。

- 3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 4 現場代理人、主任技術者は、これを兼ねることができる。

(工事関係者に関する措置請求)

第9条 発注者は、現場代理人がその職務（主任技術者と兼任する現場代理人にあつては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 発注者又は監督職員は、主任技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、前2項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第10条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質（営繕工事にあつては、均衡を得た品質）を有するものとする。

- 2 受注者は、設計図書において監督職員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督職員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督職員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督職員の立会い及び工事記録の整備等)

第11条 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当

該立会いを受けて施工しなければならない。

- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調査又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督職員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督職員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督職員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調査して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調査又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第12条 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 監督職員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めるときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第2項の検査により発見することが困難であった隠れた瑕疵があり使用に適当でないことを認めるときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格、性能、引渡場所若しくは引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

らない。

- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書で定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督職員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

第13条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事用材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項の規定により受注者がとるべき措置の期限及び方法については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等)

第14条 受注者は、工事の施工が設計図書に適合しない場合において、監督職員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督職員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは指示期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督職員は、受注者が第10条第2項又は第11条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督職員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事

の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(受注者の請求による指示期間の延長)

第15条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により指示期間内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に指示期間の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、指示期間を延長しなければならない。発注者は、その指示期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による指示期間の短縮等)

第16条 発注者は、特別の理由により指示期間を短縮する必要があるときは、指示期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、この契約書の他の条項の規定により指示期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する指示期間について、通常必要とされる指示期間に満たない指示期間への変更を請求することができる。

3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(指示期間の変更方法)

第17条 指示期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が指示期間の変更事由が生じた日（第15条の場合にあっては発注者が指示期間変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が指示期間変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合は、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(賃金又は物価の変動に基づく契約単価の変更)

第18条 発注者又は受注者は、特別な要因により工期内に主要な工事材料の価格に著しい変動を生じ、契約単価が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、契約単価の変更を請求することができる。

2 予期することのできない特別の事情により、工期内に急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約単価が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、契約単価の変更を請求することができる。

3 第1項及び前項の場合において、契約単価の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に

通知する。

- 4 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項又は第2項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合は、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

第19条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。

この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督職員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督職員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲内において負担することが適当でない認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第20条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害(次条第1項若しくは第2項又は第22条第1項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(第34条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第21条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第34条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第22条 工事目的物の引き渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないものにより、工事目的

物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料又は建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、受注者と協議してその処理、解決にあたるものとする。

(指示工事完了検査及び引渡し)

第23条 受注者は、指示工事を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、指示工事の完了を確認するための検査を完了しなければならない。この場合において、発注者又は検査職員は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 指示工事が第2項の検査に合格したときは、その検査に合格した日をもって、受注者から発注者に対し当該指示工事に係る工事目的物の引渡しが行なわれたものとみなす。
- 5 受注者は、指示工事が第2項の指示工事完了検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を指示工事の完了とみなして前4項の規定を適用する。

(完成検査)

第23条の2 受注者は、指示工事の全てが完了した時は、設計図書に定めるところにより、工事完成届を提出しなければならない。

- 2 受注者は、部分払を請求する場合は工事既済部分届を提出しなければならない。
- 3 検査職員は、第1項又は第2項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に設計図書に定めるところにより、完成検査を行い、当該完成検査の結果を受注者に通知しなければならない。

(請負代金の支払い)

第24条 請負代金の額は各契約単価に数量を乗じた額の総額（千円止め）に消費税並びに地方消費税を乗じた額とする。

- 2 受注者は、第23条第2項の完成検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。
- 3 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 4 発注者がその責めに帰すべき事由により第23条第2項の期間内に完成検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(第三者による代理受領)

第25条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の委任状が添付されているときは、当該第三者に対して第24条の規定に基づく支払いをしなければならない。

(瑕疵担保)

第26条 発注者は、工事目的物に瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、その瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、発注者は、修補を請求することができない。

2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第23条第4項の規定による引渡しを受けた日から2年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合は、当該請求を行うことのできる期間は10年とする。

3 発注者は、工事目的物の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。

4 発注者は、工事目的物が第1項の瑕疵により滅失又はき損したときは、第2項に定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から6月以内に第1項の権利を行使しなければならない。

5 第1項の規定は、工事目的物の瑕疵が支給材料の性質又は発注者若しくは監督職員の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその材料又は指図が不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第27条 受注者の責めに帰すべき理由により工期内に工事を完成することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、当該工事量に契約単価を乗じて得た金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「財務大臣が決定する率」という。）の割合で計算した額とする。

3 発注者の責めに帰すべき理由により、第24条第3項の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じて、財務大臣が決定する率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(特定の違法行為に対する措置)

第28条 受注者は、この契約の入札に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者の請求に基づき、契約単価に予定数量を乗じた額の10分の2に相当する額を違約金として発注者に支払わなければならない。工事が完成した後も同様とする。

(1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54

号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する違約金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき損害賠償を請求することを妨げるものではない。

(発注者の解除権)

第29条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、工事を着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- (2) 受注者の責めに帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないとき認められるとき。
- (3) 第8条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (5) 第32条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (6) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するものとして四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成20年四日市市告示第28号。以下「暴力団等排除要綱」という。)第3条に規定する警察等関係行政機関からの通報又は同要綱第4条に規定する警察等関係行政機関への照会に対

する回答により、契約の相手方として不適当であると認められるとき。

ア 受注者又はその役員等（法人にあつては、非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長及びその他これに類する地位にある者並びに経営に実質的に関与している者をいう。法人格を有しない団体にあつては、代表者及び経営に実質的に関与している者をいう。個人にあつては、その者及び支配人をいう。以下この号において同じ。）が、集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれのある団体（以下「暴力団」という。）の関係者であると認められるとき、又は暴力団関係者（暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者又は集団的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者として、警察等捜査機関から通報があつた者若しくは警察等捜査機関が確認した者をいう。以下この号において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められるとき。

イ 受注者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 受注者又はその役員等が、暴力団又は暴力団関係者若しくは暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に対して直接又は間接を問わず資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 受注者又はその役員等が、暴力団又は暴力団関係者と暴力団等排除要綱別表第1第4項に規定する密接な関係を有していると認められるとき。

オ 受注者又はその役員等が、暴力団又は暴力団関係者と暴力団等排除要綱別表第1第5項に規定する社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 受注者又はその役員等が、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

キ 役員等又はその使用人が、業務（個人の私生活上の行為以外の受注者の業務全般をいう。）に関し、暴力行為（暴行、脅迫、傷害、毀棄などの刑罰法令にふれる行為をいう。）を行ったと認められるとき。

ク 受注者が、市の発注する工事又は委託の契約を履行するに当たり、暴力団等排除要綱別表第1に掲げる一に該当する者であることを知りながら、その者を下請負人として使用し、又は再委託したとき。

ケ 受注者が、市の発注する工事又は委託の契約を履行するに当たり、暴力団等排除要綱別表第1に掲げる一に該当する者を下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）として使用し、又は再委託（すべての再委託を含む。）していた場合に発注者が受注者に対し又は受注者を通じて当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

コ 受注者が、市の発注する工事又は委託の契約を履行するに当たり、暴力団等排除要綱別表第

- 1に掲げる一に該当する同要綱別表第2に規定する資材販売業者等であることを知りながら、資材を購入し、又は同要綱別表第2に規定する施設若しくは廃棄物処理業者を使用したとき。
- サ 受注者又は下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）が、市の発注する工事又は委託の契約を履行するに当たり、暴力団等排除要綱別表第1に掲げる一に該当する同要綱別表第2に規定する資材販売業者等から資材を購入し、又は同要綱別表第2に規定する施設若しくは廃棄物処理業者を使用していた場合に発注者が受注者に対し又は受注者を通じて当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- シ 受注者が、市の発注する工事又は委託の契約に関し、暴力団員等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報若しくは発注者への報告を怠り、著しく信頼を損なう行為であると認められるとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第29条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、契約単価に予定数量を乗じた額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

第30条 発注者は、工事が完成するまでの間は、前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（特定の違法行為に対する解除権）

第31条 発注者は、受注者がこの契約に関し、第28条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、前条第2項の規定は適用しない。

（受注者の解除権）

第32条 受注者は、発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったときはこの契約を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(解除に伴う措置)

第33条 発注者は、この契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相当する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 受注者は、この契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 4 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、この契約が解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 6 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 7 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第29条又は第29条の2第2項の規定によるときは発注者が定め、第30条又は前条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

(火災保険等)

第34条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに

発注者に提示しなければならない。

- 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(賠償金等の徴収)

第35条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払いの日まで財務大臣が決定する率の割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき財務大臣が決定する率の割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(あっせん又は調停)

第36条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による三重県建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第9条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲 裁)

第37条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(補 則)

第38条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

契約番号第 ー 号

収	入
印	紙

委託契約書

- 1 委託業務の場所 四日市市 地内
- 2 委託業務の名称
- 3 委託期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 業務委託料 ¥
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥
〔 (注) 「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、委託料に
8/108を乗じて得た額である。
(〔 〕の部分は、受託者が課税業者である場合に使用する。) 〕
- 5 業務委託料の支払方法 前払金額 ¥
部分払の回数 回以内及び完了払
- 6 契約保証金 ¥

上記の委託業務について、発注者と受託者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受託者が設計共同体を結成している場合には、受託者は、別紙の設計共同体協定書により契約書記載の業務を共同連帯して実施する。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

四日市市諏訪町1番5号

発注者

四日市市

四日市市長

Ⓜ

住所又は所在地

受託者 氏名又は商号

代表者氏名

Ⓜ

〔注〕受託者が設計共同体を結成している場合は、裏面に記載する

受託者 _____ 特定設計（調査）共同体

① 共同体代表者

住所又は所在地
氏名又は商号
代表者氏名

㊟

② 共同体構成員

住所又は所在地
氏名又は商号
代表者氏名

㊟

③ 共同体構成員

住所又は所在地
氏名又は商号
代表者氏名

㊟

④ 共同体構成員

住所又は所在地
氏名又は商号
代表者氏名

㊟

委託契約書の条項

(総則)

- 第1条** 発注者及び受託者は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約書及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 受託者は、契約書記載の業務(以下「業務」という。)を契約書記載の委託期間(以下「履行期間」という。)内に完了し、契約の目的物(以下「成果物」という。)を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その業務委託料を受託者に支払うものとする。
- 3 発注者は、その意図する成果物を完成させるため、業務に関する指示を受託者又は受託者の管理技術者に対して行うことができる。この場合において、受託者又は受託者の管理技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 受託者は、この契約書若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受託者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 受託者が設計共同体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を設計共同体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受託者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条** この契約書に定める指示、請求、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除(以下「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受託者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受託者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 発注者及び受託者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(工程表の提出)

- 第3条** 受託者は、この契約締結後7日以内に設計図書に基づいて工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

- 2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の工程表を受領した日から7日以内に、受託者に対してその修正を請求することができる。
- 3 この契約書の他の条項の規定により履行期間又は設計図書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受託者に対して工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、第2項の規定を準用する。
- 4 工程表は、発注者及び受託者を拘束するものではない。

(契約の保証)

第4条 受託者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる発注者が認める金融機関の振り出した小切手の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
 - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。
 - 3 第1項の規定により、受託者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証をしたときは、契約保証金の納付を免除する。
 - 4 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受託者は、保証の額の減額を請求することができる。

〔注〕 契約の保証を免除する場合、この条を削除する。

(権利義務の譲渡等の禁止)

- 第5条** 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受託者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作権の譲渡等)

第6条 受託者は、成果物（第37条第1項の規定により読み替えて準用される第31条に規定する指定部分に係る成果物及び第37条第2項の規定により読み替えて準用される第31条に規定する引渡部分に係る成果物を含む。以下この条において同じ。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下この条において「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（同法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡する。

- 2 発注者は、成果物が著作物に該当するとしないうにかかわらず、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができる。
- 3 発注者は、成果物が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 4 受託者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が該当著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。
- 5 受託者は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないうにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、第1条第5項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。
- 6 発注者は、受託者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受託者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

（一括再委託等の禁止）

第7条 受託者は、業務の全部を一括して、又は発注者が設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 受託者は、前項の主たる部分のほか、発注者が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 3 受託者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りではない。
- 4 発注者は、受託者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（特許権等の使用）

第8条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下この条において「特許権等」という。）の対象となっている施行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその施行方

法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督職員)

第9条 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受託者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) 発注者の意図する成果物を完成させるための受託者又は受託者の管理技術者に対する業務に関する指示

(2) この契約書及び設計図書の記載内容に関する受託者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

(3) この契約の履行に関する受託者又は受託者の管理技術者との協議

(4) 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の監督

3 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、受託者に通知しなければならない。

4 前2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 この契約書に定める書面の提出は、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(管理技術者)

第10条 受託者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。

2 管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、第14条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受託者の一切の権限を行使することができる。

3 受託者は前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(照査技術者)

第 11 条 受託者は、設計図書に定める場合には、成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。照査技術者を変更したときも、同様とする。

2 照査技術者は前条第 1 項に規定する管理技術者を兼ねることはできない。

(地元関係者との交渉等)

第 12 条 地元関係者との交渉等は、発注者が行うものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受託者はこれに協力しなければならない。

2 前項の場合において、発注者は、当該交渉等に関して生じた費用を負担しなければならない。

(土地への立入り)

第 13 条 受託者が調査のために第三者が所有する土地に立ち入る場合において、当該土地の所有者等の承諾が必要なときは、発注者はその承諾を得るものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受託者は、これに協力をしなければならない。

(管理技術者等に対する措置請求)

第 14 条 発注者は、管理技術者若しくは照査技術者又は受託者の使用人若しくは第 7 条第 3 項の規定により受託者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 受託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に発注者に通知しなければならない。

3 受託者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に受託者に通知しなければならない。

(履行報告)

第 15 条 受託者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(貸与品等)

第 16 条 発注者が受託者に貸与し、又は支給する調査機械器具、図面その他業務に必要な物品等(以下「貸与品等」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 受託者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から 7 日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

3 受託者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

4 受託者は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更等によって不用とな

った貸与品等を発注者に返還しなければならない。

- 5 受託者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(設計図書と業務内容が一致しない場合の補修義務)

第 17 条 受託者は、業務の内容が設計図書又は発注者の指示若しくは発注者と受託者との協議の内容に適合しない場合において、監督職員がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときはその損害を賠償しなければならない。

(条件変更等)

第 18 条 受託者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 施行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施行条件と実際の施行条件が相違すること。
 - (5) 設計図書に明示されていない施行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受託者の立会いの下、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受託者が立会いに応じない場合には、受託者の立会いを得ずに行うことができる。
 - 3 発注者は、受託者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後 14 日以内に、その結果を受託者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受託者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
 - 4 前項の調査の結果により第 1 項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
 - 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書等の変更)

第 19 条 発注者は、前条第 4 項の規定によるほか、必要があると認められるときは、設計図書又は業務に関する指示（以下この条及び第 21 条において「設計図書等」という。）の変更内容を受託者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときはその損害を賠償しなければならない。

（業務の中止）

第 20 条 第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下この条及び第 29 条において「天災等」という。）であって、受託者の責めに帰すことができないものにより、作業現場の状態が著しく変動したため、受託者が業務を行うことができないと認められるときは、発注者は、業務の中止内容を直ちに受託者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

〔注〕この項は、現場調査業務を委託する場合に規定する条項である。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受託者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前 2 項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受託者に損害を及ぼしたときは、その増加費用を負担し、若しくはその損害を賠償しなければならない。

（業務に係る受託者の提案）

第 21 条 受託者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

- 2 発注者は、前項に規定する受託者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受託者に通知するものとする。
- 3 発注者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。

（受託者の請求による履行期間の延長）

第 22 条 受託者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべ

き事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による履行期間の短縮等)

第23条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受託者に請求することができる。

2 発注者は、この契約書の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する履行期間について、受託者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。

3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第24条 履行期間の変更については、発注者と受託者とが協議して決める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受託者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日（第22条の場合にあっては発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受託者が履行期間の変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(業務委託料の変更方法等)

第25条 業務委託料の変更については、発注者と受託者とが協議して決める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受託者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。ただし、発注者が業務委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この契約書の規定により、受託者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額又は賠償額については、発注者と受託者とが協議して決める。

(臨機の措置)

第26条 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受託者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、受託者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。

3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受託者に対して臨

機の措置をとることを請求することができる。

- 4 受託者は第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受託者が業務委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

〔注〕 この条は、現場調査業務を委託する場合に規定する条文である。

（一般的損害）

第27条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害（次条第1項、第2項若しくは第3項又は第29条第1項に規定する損害を除く。以下この条において「成果物等に係る損害」という。）については、受託者がその費用を負担する。ただし、発注者の責めに帰すべき事由により生じた成果物等に係る損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）については、発注者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第28条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害（第3項に規定する損害を除く。）について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受託者がその賠償額を負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受託者が、発注者の指示又は貸与品等が不適當であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。

- 3 業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、発注者がその賠償額を負担しなければならない。ただし、業務を行うにつき受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受託者が負担する。

〔注〕 この項は、現場調査業務を委託する場合に規定する条項である。

- 4 前3項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受託者は協力してその処理解決に当たるものとする。

（不可抗力による損害）

第29条 成果物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受託者のいずれの責めにも帰することができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、試験等に供される業務の出来形部分（以下この条及び第48条において「業務の出来形部分」という。）、仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具に損害が生じたときは、受託者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受託者に通知しなければならない。
- 3 受託者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受託者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（業務の出来形部分、仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具であって立会いその他受託者の業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第6項において「損害合計額」という。）のうち、業務委託料の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ該当各号に定めるところにより、算定する。
 - (1) 業務の出来形部分に関する損害
損害を受けた出来形部分に相応する業務委託料の額とし、残存価値のある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (2) 仮設物又は調査機械器具に関する損害
損害を受けた仮設物又は調査機械器具で通常妥当と見られるものについて、当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における成果物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。
- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「業務委託料の100分の1を超える額」とあるのは「業務委託料の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

[注] この条は、現場調査業務を委託する場合に規定する条文である。

(業務委託料の変更に代える設計図書の変更)

- 第30条** 発注者は、第8条、第17条から第23条まで、第26条、第27条、前条、第33条又は第39条の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受託者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知しなけれ

ばならない。ただし、発注者が前項の業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第31条 受託者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受託者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受託者に通知しなければならない。
- 3 前項の場合において、検査に直接要する費用は、受託者の負担とする。
- 4 発注者は第2項の検査によって業務の完了を確認した後、受託者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受託者が前項の申出を行わないときは、当該成果物の引渡しを業務委託料の支払いの完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受託者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受託者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前5項の規定を読み替えて準用する。

(業務委託料の支払い)

第32条 受託者は、前条第2項（前条第6項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の検査に合格したときは、業務委託料の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査した日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(引渡し前における成果物の使用)

第33条 発注者は、第31条第4項若しくは第5項又は第37条第1項若しくは第2項の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を受託者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって受託者の費用が

増加し、又は受託者に損害を及ぼしたときは、その増加した費用を負担し、又はその損害を賠償しなければならない。

(前払金)

第34条 受託者は、保証事業会社と、契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、頭書の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

3 受託者は、業務委託料が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の業務委託料の10分の4を超えるときは、受託者は、業務委託料が減額された日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。ただし、当該期間内に第36条の2又は第37条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額からその超過額を控除することができる。

4 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに業務委託料を増額した場合において、増額後の業務委託料が減額前の業務委託料以上の額であるときは、受託者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の業務委託料が減額前の業務委託料未満の額であるときは、受託者は、受領済みの前払金の額からその増額後の業務委託料の10分の4の額を差し引いた額を返還しなければならない。

5 発注者は、受託者が第3項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「財務大臣が決定する率」という。）の割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(保証契約の変更)

第35条 受託者は、業務委託料が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

2 受託者は前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第36条 受託者は、前払金をこの業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費（この業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

(部分払)

第36条の2 受託者は、業務の完了前に、受託者が既に業務を完了した部分（次条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡し部分を除くものとし、以下「既履行部分」と

いう。)に相応する業務委託料相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、履行期間中頭書の回数を超えることができない。

- 2 受託者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る既履行部分の確認を発注者に請求しなければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から10日以内に、受託者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受託者に通知しなければならない。
- 4 前項の場合において、検査に直接要する費用は、受託者の負担とする。
- 5 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の業務委託料相当額は、発注者と受託者とが協議して定める。ただし、発注者が第3項の通知にあわせて第1項の業務委託料相当額の協議を申し出た日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受託者に通知する。

$$\text{部分払金の額} \leq \text{第1項の業務委託料相当額} \times (9/10 - \text{前払金額} / \text{業務委託料})$$

- 6 受託者は、第3項の規定による確認があったときは、前項の規定により算出された額の部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から20日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 7 前項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び第5項中「業務委託料相当額」とあるのは「業務委託料相当額から既に部分払の対象となった業務委託料相当額を控除した額」とするものとする。

(部分引渡し)

第37条 成果物について、発注者が設計図書において業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下この条において「指定部分」という。)がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときについては、第31条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と、同条第4項及び第32条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項に規定する場合のほか、成果物の一部分が完了し、かつ、可分なものであるときは、発注者は、当該部分について、受託者の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第31条中「業務」とあるのは「引渡部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「引渡部分に係る成果物」と、同条第4項及び第32条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託

料」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 3 前2項の規定により準用する第32条第1項の規定により受託者が請求することができる部分引渡しに係る業務委託料は、次の各号に掲げる式により算定する。この場合において、第1号中「指定部分に相応する業務委託料」及び第2号中「引渡部分に相応する業務委託料」は、発注者と受託者とが協議して定める。ただし、発注者が前2項において読み替えて準用する第32条第1項の規定による請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受託者に通知する。

(1) 第1項に規定する部分引渡しに係る業務委託料

指定部分に相応する委託料の額×(1-前払金の額/業務委託料)

(2) 第2項に規定する部分引渡しに係る業務委託料

引渡部分に相応する委託料の額×(1-前払金の額/業務委託料)

(債務負担行為に係る契約の特例)

第37条の2 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における業務委託料の支払いの限度額(以下この条において「支払限度額」という。)は次のとおりとする。

年度	円
年度	円
年度	円

- 2 支払限度額に対応する各会計年度の履行高予定額は、次のとおりである。

年度	円
年度	円
年度	円

- 3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の履行高予定額を変更することができる。

(債務負担行為に係る契約の前金払の特例)

第37条の3 債務負担行為に係る契約の前払金については、第34条中「契約書記載の履行期限」とあるのは「契約書記載の業務完了の時期(最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末)」と、同条及び第35条中「業務委託料」とあるのは「当該会計年度の履行高予定額(前会計年度末における第36条の2第1項の業務委託料相当額(以下この条及び次条において「前会計年度末業務委託料相当額」という。))が前会計年度までの履行高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額)」

とする。

ただし、この契約を締結した会計年度（以下この条及び次条において「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受託者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払いを請求することはできない。

- 2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、同項の規定による読替え後の第 34 条第 1 項の規定にかかわらず、受託者は、契約会計年度について前払金の支払いを請求することができない。
- 3 第 1 項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、同項の規定による読替え後の第 34 条第 1 項の規定にかかわらず、受託者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分（ 円以内）を含めて前払金の支払いを請求することができる。
- 4 第 1 項の場合において、前会計年度末業務委託料相当額が前会計年度までの履行高予定額に達しないときには、同項の規定による読替え後の第 34 条第 1 項の規定にかかわらず、受託者は、業務委託料相当額が前会計年度までの履行高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払いを請求することができない。
- 5 第 1 項の場合において、前会計年度末業務委託料相当額が前会計年度までの履行高予定額に達しないときには、その額が当該履行高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第 35 条第 2 項の規定を読み替えて準用する。

（債務負担行為に係る契約の部分払の特例）

第 37 条の 4 債務負担行為に係る契約において、前会計年度末業務委託料相当額が前会計年度までの履行高予定額を超えた場合においては、受託者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下この条において「履行高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受託者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払いを請求することはできない。

- 2 この契約において、前払金の支払いを受けている場合の部分払金の額については、第 36 条の 2 第 6 項及び第 7 項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

$$\text{部分払金の額} \leq \text{業務委託料相当額} \times 9 / 10$$

- －（前会計年度までの支払金額＋当該会計年度の部分払金額）
- － {業務委託料相当額－（前会計年度までの履行高予定額＋履行高超過額）}

×当該会計年度前払金額／当該会計年度の履行高予定額

3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

年度	回
年度	回
年度	回

(第三者による代理受領)

第 38 条 受託者は、発注者の承諾を得て業務委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受託者が第三者を代理人とした場合において、受託者の提出する支払請求書に当該第三者が受託者の代理人である旨の委任状が添付されているときは、当該第三者に対して第 32 条(第 37 条第 1 項又は第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に基づく支払いをしなければならない。

(前払金等の不払に対する業務中止)

第 39 条 受託者は、発注者が第 34 条、第 36 条の 2 又は第 37 条第 1 項若しくは第 2 項において読み替えて準用する第 32 条第 2 項の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、受託者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受託者が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者の費用が増加し、若しくは受託者に損害を及ぼしたときは、その増加費用を負担し、若しくはその損害を賠償しなければならない。

(瑕疵担保)

第 40 条 発注者は、成果物に瑕疵があるときは、受託者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第 31 条第 3 項又は第 4 項(第 37 条第 1 項又は第 2 項においてこれらの規定を読み替えて準用する場合を含む。)の規定による引渡しを受けた日から 3 年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が受託者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は 10 年とする。

3 発注者は、成果物の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受託者に通知しなければ、当該瑕疵の補修又は損害賠償の請求をすることができない。ただし、受託者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。

- 4 第1項の規定は、成果物の瑕疵が設計図書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは適用しない。ただし、受託者がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第41条 受託者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受託者に請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、業務委託料から第37条の規定による部分引渡しに係る業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、財務大臣が決定する率の割合で計算した額とする。

- 3 発注者の責めに帰すべき事由により、第32条第2項（第37条第1項又は第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、財務大臣が決定する率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(特定の違法行為に対する措置)

第42条 受託者は、この契約の入札に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者の請求に基づき、違約金として業務委託料の10分の2に相当する額を発注者に支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。

- (1) この契約に関し、受託者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受託者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受託者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受託者又は受託者が構成事業者である事業者団体(以下「受託者等」という。)に対して行われたときは、受託者等に対する命令で確定したものをいい受託者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、受託者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受託者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、受託者（受託者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する違約金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき損害賠償を請求することを妨げるものではない。

（発注者の解除権）

第43条 発注者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2) その責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。

(3) 第10条第1項に掲げる者を配置しなかったとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

(5) 第46条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(6) 受託者（受託者が設計共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するものとして四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年四日市市告示第28号。以下「暴力団等排除要綱」という。）第3条に規定する警察等関係行政機関からの通報又は同要綱第4条に規定する警察等関係行政機関への照会に対する回答により、契約の相手方として不相当であると認められるとき。

ア 受託者又はその役員等（法人にあつては、非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長及びその他これに類する地位にある者並びに経営に実質的に関与している者をいう。法人格を有しない団体にあつては、代表者及び経営に実質的に関与している者をい

う。個人にあつては、その者及び支配人をいう。以下この号において同じ。)が、集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれのある団体(以下「暴力団」という。)の関係者であると認められるとき、又は暴力団関係者(暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者又は集団的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者として、警察等捜査機関から通報があった者若しくは警察等捜査機関が確認した者をいう。以下この号において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められるとき。

イ 受託者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 受託者又はその役員等が、暴力団又は暴力団関係者若しくは暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に対して直接又は間接を問わず資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 受託者又はその役員等が、暴力団又は暴力団関係者と暴力団等排除要綱別表第1第4項に規定する密接な関係を有していると認められるとき。

オ 受託者又はその役員等が、暴力団又は暴力団関係者と暴力団等排除要綱別表第1第5項に規定する社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 受託者又はその役員等が、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

キ 役員等又はその使用人が、業務(個人の私生活上の行為以外の受託者の業務全般をいう。)に関し、暴力行為(暴行、脅迫、傷害、毀棄などの刑罰法令にふれる行為をいう。)を行つたと認められるとき。

ク 受託者が、市の発注する工事又は委託の契約を履行するに当たり、暴力団等排除要綱別表第1に掲げる一に該当する者であることを知りながら、その者を下請負人として使用し、又は再委託したとき。

ケ 受託者が、市の発注する工事又は委託の契約を履行するに当たり、暴力団等排除要綱別表第1に掲げる一に該当する者を下請負人(一次下請以降の全ての下請負人を含む。)

として使用し、又は再委託（すべての再委託を含む。）していた場合に発注者が受託者に対し又は受託者を通じて当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

コ 受託者が、市の発注する工事又は委託の契約を履行するに当たり、暴力団等排除要綱別表第1に掲げる一に該当する同要綱別表第2に規定する資材販売業者等であることを知りながら、資材を購入し、又は同要綱別表第2に規定する施設若しくは廃棄物処理業者を使用したとき。

サ 受託者又は下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）が、市の発注する工事又は委託の契約を履行するに当たり、暴力団等排除要綱別表第1に掲げる一に該当する同要綱別表第2に規定する資材販売業者等から資材を購入し、又は同要綱別表第2に規定する施設若しくは廃棄物処理業者を使用していた場合に発注者が受託者に対し又は受託者を通じて当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

シ 受託者が、市の発注する工事又は委託の契約に関し、暴力団員等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報若しくは発注者への報告を怠り、著しく信頼を損なう行為であると認められるとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第43条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受託者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

- (1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合（前条第6号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

第44条 発注者は、業務が完了するまでの間は、前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、

この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(特定の違法行為に対する解除権)

第45条 発注者は、受託者がこの契約に関し、第42条第1項各号のいずれかに該当すると認められたときは、この契約を解除することができる。この場合においては、前条第2項の規定は適用しない。

(受託者の解除権)

第46条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第19条の規定により設計図書を変更したため委託料が3分の2以上減少したとき。
 - (2) 第20条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5(履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
 - (3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。
- 2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(解除の効果)

第47条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受託者の義務は消滅する。ただし、第37条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りでない。

- 2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が解除された場合において、既履行部分の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料(以下この条及び次条において「既履行部分委託料」という。)を受託者に支払わなければならない。
- 3 前項に規定する既履行部分委託料は、発注者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受託者に通知する。

(解除に伴う措置)

第48条 この契約が解除された場合において、第34条(第37条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による前払金があったときは、受託者は、第43条、第43条の2第2項又は第45条の規定による解除にあつては、当該前払金の額(第37条第1項又は第2項の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ財務大臣が決定する率の割合で計算した額の利息を付した額を、第44条又は第46条の規定による解除にあつては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、この契約が解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第34条(第37条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金(第37条第1項又は第2項の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除する。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受託者は、第43条、第43条の2第2項又は第45条の規定による解除にあつては、当該余剰金に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ財務大臣が決定する率の割合で計算した額の利息を付した額を、第44条又は第46条の規定による解除にあつては、当該余剰金を発注者に返還しなければならない。
- 3 受託者は、この契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受託者の故意又は過失により滅失またはき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 4 受託者は、この契約が解除された場合において、作業現場に受託者が所有又は管理する業務の出来形部分(第37条第1項又は第2項に規定する部分引渡しに係る部分及び前条第2項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。)、調査機械器具、仮設物その他の物件(第7条第3項の規定により、受託者から業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件及び貸与品等のうち故意又は過失によりその返還が不可能となったものを含む。以下次項において同じ。)があるときは、受託者は、当該物件を撤去し、又は作業現場を現状に復し、若しくは取り片付けなければならない。
- 5 前項に規定する撤去又は原状回復若しくは取片付けに要する費用(以下この項及び次項において「撤去費用等」という。)は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより発注者又は受託者が負担する。
 - (1) 業務の出来形部分に関する撤去費用等
この契約の解除が第43条、第43条の2第2項又は第45条によるときは受託者が負担し、第44条又は第46条によるときは発注者が負担する。
 - (2) 調査機械器具、仮設物その他物件に関する撤去費用等
受託者が負担する。
- 6 第4項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去又は作業現場の原状回復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受託者に代わって当該物件の処分又は作業現場の原状回復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受託者は、発注者の処分又は原状回復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者が支出した撤去費用等(前項第1号の規定により、発注者が負担する業務の出来形部分に係るものを除く。)を負担しなければならない。

[注] 第4項から第6項までの規定は、現場調査業務を委託する場合に規定する条項である。

- 7 第3項前段に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第43条、第43条の2第2項又は第45条によるときは発注者が定め、第44条又は第46条の規定によるときは受託者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第3項後段及び第4項に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受託者の意見を聴いて定めるものとする。

(保 険)

- 第49条** 受託者は、設計図書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

(賠償金等の徴収)

- 第50条** 受託者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日まで財務大臣が決定する率の割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受託者から遅延日数につき財務大臣が決定する率の割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(紛争の解決)

- 第51条** この契約書の各条項において発注者と受託者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受託者が不服がある場合その他契約に関して発注者と受託者との間に紛争が生じた場合には、発注者及び受託者は、契約書記載の調停人のあつせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受託者とが協議して特別の定めをしたものを除き、発注者と受託者とがそれぞれ負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、管理技術者または照査技術者の義務の実施に関する紛争、受託者の使用人又は受託者から業務を委任され、又は請け負った者の業務の実施に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第14条第2項の規定により受託者が決定を行った後若しくは同条第4項の規定により発注者が決定を行った後又は発注者若しくは受託者が決定を行わず同条第2項若しくは第4項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受託者は、第1項のあつせん又は調停の手続きを請求することができない。

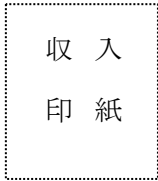
- 3 第1項の規定にかかわらず、発注者又は受託者は、必要があると認められるときは、同項に規定する紛争解決の手続前又は手続中であっても同項の発注者と受託者との間の紛争について民事訴訟法（明治23年法律第29号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

[注] 本条はあらかじめ調停人を選任する場合に規定する条文である。

(契約外の事項)

第52条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受託者とは協議して定める。

委託契約書 (単価契約用)



- 1 委託場所 四日市市 地区
- 2 委託名
- 3 委託期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 委託料 別紙のとおり
〔 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 別紙のとおり
(注)「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、委託料に
8/108を乗じて得た額である。 〕
- 5 委託料の支払方法 部分払の回数 回以内及び完了払
- 6 契約保証金 免除

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

四日市市諏訪町1番5号

発注者

四日市市

四日市市長



住所又は所在地

受注者 氏名又は商号

代表者氏名



委託契約書の条項

（総 則）

第1条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の委託場所及び委託期間において、発注者の発行する業務指示書により、指示する都度指示する期間（以下「指示期間」という。）内に、指示する業務（以下「指示業務」という。）を完了し、発注者は、その委託料を支払うものとする。

3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

5 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

（関連工事の調整）

第2条 発注者は、受注者の実施する業務及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その実施につき、調整を行うものとする。この場合において、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第3条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、工事目的物並びに工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第10条第2項の規定による検査に合格したものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

（一括再委託等の禁止）

第4条 受注者は、業務の全部又は大部分の業務を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

（下請負人の通知）

第5条 発注者は、受注者に対して、下請負人の称号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(特許権等の使用)

第6条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護されている第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督職員)

第7条 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約条項に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) 契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
- (2) 設計図書に基づく業務の実施のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
- (3) 設計図書に基づく業務の管理、立会い、業務の実施状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

3 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(現場代理人及び主任技術者等)

第8条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

- (1) 現場代理人
- (2) 主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、その運営、取締りを行うほか、委託料の変更、委託料の請求及び受領、第9条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行

使うことができる。

- 3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 4 現場代理人、主任技術者は、これを兼ねることができる。

(工事関係者に関する措置請求)

第9条 発注者は、現場代理人がその職務（主任技術者と兼任する現場代理人にあつては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 発注者又は監督職員は、主任技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が業務を実施するために使用している下請負人、労働者等で業務の実施又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、前2項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第10条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質（営繕工事にあつては、均衡を得た品質）を有するものとする。

- 2 受注者は、設計図書において監督職員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督職員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督職員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督職員の立会い及び工事記録の整備等)

第11条 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当

該立会いを受けて施工しなければならない。

- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調査又は業務の実施をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督職員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督職員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督職員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調査して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調査又は当該業務の実施を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第12条 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 監督職員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めるときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第2項の検査により発見することが困難であった隠れた瑕疵があり使用に適当でないとき、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格、性能、引渡場所若しくは引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

らない。

- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書で定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督職員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

第13条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた業務の実施上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が業務の実施上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 業務の完了、業務内容の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事用材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項の規定により受注者がとるべき措置の期限及び方法については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等)

第14条 受注者は、業務の実施が設計図書に適合しない場合において、監督職員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督職員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは指示期間若しくは委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督職員は、受注者が第10条第2項又は第11条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、業務の実施部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督職員は、業務の実施部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、業務

の実施部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(受注者の請求による指示期間の延長)

第15条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により、指示期間内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に指示期間の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、指示期間を延長しなければならない。発注者は、その指示期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による指示期間の短縮等)

第16条 発注者は、特別の理由により指示期間を短縮する必要があるときは、指示期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、この契約書の他の条項の規定により指示期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する指示期間について、通常必要とされる指示期間に満たない指示期間への変更を請求することができる。

3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(指示期間の変更方法)

第17条 指示期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が指示期間の変更事由が生じた日（第15条の場合にあっては発注者が指示期間変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が指示期間変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合は、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(賃金又は物価の変動に基づく契約単価の変更)

第18条 発注者又は受注者は、特別な要因により委託期間内に主要な工事材料の価格に著しい変動を生じ、契約単価が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、契約単価の変更を請求することができる。

2 予期することのできない特別の事情により、委託期間内に急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約単価が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、契約単価の変更を請求することができる。

3 第1項及び前項の場合において、契約単価の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に

通知する。

- 4 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項又は第2項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合は、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

第19条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。

この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督職員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督職員は、災害防止その他業務の実施上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が委託料の範囲内において負担することが適当でない認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第20条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他業務の実施に関して生じた損害(次条第1項若しくは第2項又は第22条第1項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(第34条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第21条 業務の実施について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第34条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、業務の実施に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち業務の実施につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 3 前2項の場合その他業務の実施について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第22条 工事目的物の引き渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないものにより、工事目的

物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料又は建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、受注者と協議してその処理、解決にあたるものとする。

(指示業務完了検査及び引渡し)

第23条 受注者は、指示業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、指示業務の完了を確認するための検査を完了しなければならない。この場合において、発注者又は検査職員は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 指示業務が第2項の検査に合格したときは、その検査に合格した日をもって、受注者から発注者に対し当該指示業務に係る工事目的物の引渡しが行なわれたものとみなす。
- 5 受注者は、指示業務が第2項の指示業務完了検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を指示業務の完了とみなして前4項の規定を適用する。

(完了検査)

第23条の2 受注者は、指示業務の全てが完了した時は、設計図書に定めるところにより、業務完了届を提出しなければならない。

- 2 受注者は、部分払を請求する場合は既済部分届を提出しなければならない。
- 3 検査職員は、第1項又は第2項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に設計図書に定めるところにより、完了検査を行い、当該完了検査の結果を受注者に通知しなければならない。

(委託料の支払い)

第24条 委託料の額は各契約単価に数量を乗じた額の総額（千円止め）に消費税並びに地方消費税を乗じた額とする。

- 2 受注者は、第23条第2項の完了検査に合格したときは、委託料の支払いを請求することができる。
- 3 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に委託料を支払わなければならない。
- 4 発注者がその責めに帰すべき事由により第23条第2項の期間内に完了検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(第三者による代理受領)

第25条 受注者は、発注者の承諾を得て委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の委任状が添付されているときは、当該第三者に対して第24条の規定に基づく支払いをしなければならない。

(瑕疵担保)

第26条 発注者は、工事目的物に瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、その瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、発注者は、修補を請求することができない。

2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第23条第4項又は第5項の規定による引渡しを受けた日から2年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合は、当該請求を行うことのできる期間は10年とする。

3 発注者は、工事目的物の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。

4 発注者は、工事目的物が第1項の瑕疵により滅失又はき損したときは、第2項に定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から6月以内に第1項の権利を行使しなければならない。

5 第1項の規定は、工事目的物の瑕疵が支給材料の性質又は発注者若しくは監督職員の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその材料又は指図が不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第27条 受注者の責めに帰すべき理由により委託期間内に業務を完了することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、当該業務量に契約単価を乗じて得た金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「財務大臣が決定する率」という。）の割合で計算した額とする。

3 発注者の責めに帰すべき理由により、第24条第3項の規定による委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じて、財務大臣が決定する率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(特定の違法行為に対する措置)

第28条 受注者は、この契約の入札に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者の請求に基づき、契約単価に予定数量を乗じた額の10分の2に相当する額を違約金として発注者に支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。

(1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54

号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する違約金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき損害賠償を請求することを妨げるものではない。

(発注者の解除権)

第29条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、業務を着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 受注者の責めに帰すべき事由により委託期間内に完了しないとき又は委託期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みが明らかでないとき認められるとき。
- (3) 第8条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (5) 第32条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (6) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するものとして四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成20年四日市市告示第28号。以下「暴力団等排除要綱」という。)第3条に規定する警察等関係行政機関からの通報又は同要綱第4条に規定する警察等関係行政機関への照会に対

する回答により、契約の相手方として不適当であると認められるとき。

ア 受注者又はその役員等（法人にあつては、非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長及びその他これに類する地位にある者並びに経営に実質的に関与している者をいう。法人格を有しない団体にあつては、代表者及び経営に実質的に関与している者をいう。個人にあつては、その者及び支配人をいう。以下この号において同じ。）が、集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれのある団体（以下「暴力団」という。）の関係者であると認められるとき、又は暴力団関係者（暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者又は集団的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者として、警察等捜査機関から通報があつた者若しくは警察等捜査機関が確認した者をいう。以下この号において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められるとき。

イ 受注者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 受注者又はその役員等が、暴力団又は暴力団関係者若しくは暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に対して直接又は間接を問わず資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 受注者又はその役員等が、暴力団又は暴力団関係者と暴力団等排除要綱別表第1第4項に規定する密接な関係を有していると認められるとき。

オ 受注者又はその役員等が、暴力団又は暴力団関係者と暴力団等排除要綱別表第1第5項に規定する社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 受注者又はその役員等が、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

キ 役員等又はその使用人が、業務（個人の私生活上の行為以外の受注者の業務全般をいう。）に関し、暴力行為（暴行、脅迫、傷害、毀棄などの刑罰法令にふれる行為をいう。）を行ったと認められるとき。

ク 受注者が、市の発注する工事又は委託の契約を履行するに当たり、暴力団等排除要綱別表第1に掲げる一に該当する者であることを知りながら、その者を下請負人として使用し、又は再委託したとき。

ケ 受注者が、市の発注する工事又は委託の契約を履行するに当たり、暴力団等排除要綱別表第1に掲げる一に該当する者を下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）として使用し、又は再委託（すべての再委託を含む。）していた場合に発注者が受注者に対し又は受注者を通じて当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

コ 受注者が、市の発注する工事又は委託の契約を履行するに当たり、暴力団等排除要綱別表第

- 1に掲げる一に該当する同要綱別表第2に規定する資材販売業者等であることを知りながら、資材を購入し、又は同要綱別表第2に規定する施設若しくは廃棄物処理業者を使用したとき。
- サ 受注者又は下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）が、市の発注する工事又は委託の契約を履行するに当たり、暴力団等排除要綱別表第1に掲げる一に該当する同要綱別表第2に規定する資材販売業者等から資材を購入し、又は同要綱別表第2に規定する施設若しくは廃棄物処理業者を使用していた場合に発注者が受注者に対し又は受注者を通じて当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- シ 受注者が、市の発注する工事又は委託の契約に関し、暴力団員等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報若しくは発注者への報告を怠り、著しく信頼を損なう行為であると認められるとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第29条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、契約単価に予定数量を乗じた額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

第30条 発注者は、業務が完了するまでの間は、前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（特定の違法行為に対する解除権）

第31条 発注者は、受注者がこの契約に関し、第28条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、前条第2項の規定は適用しない。

（受注者の解除権）

第32条 受注者は、発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったときはこの契約を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(解除に伴う措置)

第33条 発注者は、この契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相当する委託料を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 受注者は、この契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 4 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、この契約が解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 6 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 7 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第29条又は第29条の2第2項の規定によるときは発注者が定め、第30条又は前条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

(火災保険等)

第34条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに

発注者に提示しなければならない。

- 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(賠償金等の徴収)

第35条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から委託料支払いの日まで財務大臣が決定する率の割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき財務大臣が決定する率の割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(あっせん又は調停)

第36条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による三重県建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者その他受注者が業務を実施するために使用している下請負人、労働者等の業務の実施又は管理に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第9条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

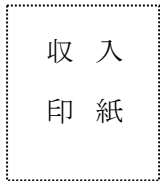
(仲 裁)

第37条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(補 則)

第38条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

委託契約書 (業務委託契約用)



- 1 委託業務の場所 四日市市 地内
- 2 委託業務の名称
- 3 委託期間 自 年 月 日
至 年 月 日
- 4 業務委託料 ¥

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥
(注) 「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、業務委託料に
8/108を乗じて得た額である。

([] の部分は、受注者が課税業者である場合に使用する。)

- 5 業務委託料の支払方法 部分払の回数 回以内及び完了払
- 6 契約保証金

上記の業務委託契約について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な業務委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

四日市市諏訪町1番5号

発注者 四日市市

四日市市長 (印)

住所又は所在地

受注者 氏名又は商号

代表者氏名 (印)

委託契約書の条項

(総 則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 受注者は、契約書記載の業務を契約書記載の委託期間内に完了し、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。

3 仮設、実施方法その他業務を完了するために必要な一切の手段（以下「実施方法等」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

5 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

(関連業務の調整)

第2条 発注者は、受注者の実施する業務及び発注者の発注に係る第三者の実施する他の業務が実施上密接に関連する場合において、必要があるときは、その実施につき、調整を行うものとする。この場合において、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う業務の円滑な実施に協力しなければならない。

(実施計画表)

第3条 受注者は、契約締結後7日以内に設計図書に基づいて、実施計画表を作成し、発注者に提出しなければならない。ただし、発注者において必要がないと認めた場合は、この限りでない。

2 実施計画表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる発注者が認める金融機関の振り出した小切手の提供

- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が認める金融機関の保証
 - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 業務委託料に著しい変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

[注] 本条は、頭書の契約保証金が「免除」の場合には適用しない。

(権利義務の譲渡等)

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括再委託等の禁止)

第6条 受注者は、委託業務の全部又はその主たる部分を一括して第三者に委任してはならない。

(再委任者の通知)

第7条 発注者は、受注者に対して、再委任者の称号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(監督職員)

第8条 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約条項に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) 契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
- (2) 設計図書に基づく業務の実施のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾

(3) 設計図書に基づく実施計画の管理、立会い、業務の実施状況の確認

3 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に 到達したものとみなす。

(現場代理人及び主任技術者等)

第9条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて業務現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

(1) 現場代理人

(2) 主任技術者

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、業務現場において、その運営、取締りを行うほか、業務委託料の変更、業務委託料の請求及び受領、第11条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

4 現場代理人、主任技術者は、これを兼ねることができる。

(業務関係者に関する措置請求)

第10条 発注者は、現場代理人がその職務（主任技術者と兼任する現場代理人にあつては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 発注者又は監督職員は、主任技術者（現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が業務を実施するために使用している一部委任者、労働者等で業務の実施又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

3 受注者は、前2項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結

果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

- 4 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(監督職員の立会い及び業務記録の整備等)

第11条 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上実施するものと指定された業務については、当該立会いを受けて実施しなければならない。

- 2 受注者は、前項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において業務写真等の記録を整備すべきものと指定した業務の実施をするときは、設計図書に定めるところにより、当該業務写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 3 監督職員は、受注者から第1項又は第2項の立会いを請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 前項の場合において、監督職員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の実施計画に支障をきたすときは、受注者は、監督職員に通知した上、当該立会いを受けることなく、業務を実施することができる。この場合において、受注者は、業務写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 5 第2項又は前項の場合において、業務写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(業務用地の確保等)

第12条 発注者は、業務用地その他設計図書において定められた業務の実施上必要な用地（以下「業務用地等」という。）を受注者が業務の実施上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

- 2 受注者は、確保された業務用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 業務の完了、業務内容の変更等によって業務用地等が不用となった場合において、当該業務用地等に受注者が所有又は管理する建設機械器具、仮設物その他の物件（再委任者の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該業務用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は業務用

地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、業務用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

- 5 第3項の規定により受注者がとるべき措置の期限及び方法については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(設計図書の変更)

第13条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、業務内容を変更し、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは委託期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による委託期間の延長)

第14条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連業務の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により委託期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に委託期間の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、委託期間を延長しなければならない。発注者は、その委託期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による委託期間の短縮)

第15条 発注者は、特別の理由により委託期間を短縮する必要があるときは、委託期間の短縮変更を受注者に請求することができる。ただし、受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 前項の場合において委託期間の短縮については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 3 前項の協議開始の日について、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。

(臨機の措置)

第16条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。

この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督職員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。

ない。

3 監督職員は、災害防止その他業務の実施上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者がこの契約の範囲内において負担することが適当でない認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第17条 業務完了の確認前に、業務の実施に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第19条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第18条 業務の実施について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、業務の実施に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち業務の実施につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

3 前2項の場合その他業務の実施について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第19条 業務完了前に、天災等で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないものにより、仮設物又は業務現場に搬入済みの業務材料又は建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、受注者と協議してその処理解決にあたるものとする。

(検査等)

第20条 受注者は、業務を完了したときは、監督職員の確認を受け、必要な書類を添付して、監督職員に通知しなければならない。

2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規

定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

- 3 前項の場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前3項の規定を準用する。

(業務委託料の支払い)

第21条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、業務委託料の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分払)

第22条 受注者は、業務の完了前に、出来形部分に相当する業務委託料相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、委託期間中頭書の回数を超えることができない。

- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る業務完了部分の確認を発注者に請求しなければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から20日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の業務委託料相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

$$\text{部分払金の額} \leq \text{第1項の業務委託料相当額} \times 9 / 10$$

7 第5項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「業務委託料相当額」とあるのは「業務委託料相当額から既に部分払の対象となった業務委託料相当額を控除した額」とするものとする。

(第三者による代理受領)

第23条 受注者は、発注者の承諾を得て業務委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の委任状が添付されているときは、当該第三者に対して第21条又は第22条の規定に基づく支払いをしなければならない。

(部分金の不払に対する受注者の業務中止)

第24条 受注者は、発注者が第22条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを求めたにもかかわらず支払いをしないときは、業務の全部又は一部の実施を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第25条 受注者の責めに帰すべき理由により委託期間内に業務を完了することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、業務委託料から出来形部分に相当する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「財務大臣が決定する率」という。）の割合で計算した額とする。

3 発注者の責めに帰すべき理由により、第21条第2項の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じて、財務大臣が決定する率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(特定の違法行為に対する措置)

第26条 受注者は、この契約の入札に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者の請求に基づき、違約金として業務委託料の10分の2に相当する額を発注者に支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。

(1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、

独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) この契約に関し、受注者(受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する違約金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき損害賠償を請求することを妨げるものではない。

(発注者の解除権)

第27条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、業務を着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 受注者の責めに帰すべき事由により委託期間内に業務が完了しないと認められるとき。
- (3) 第9条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (5) 第30条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (6) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するものとして四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措

置要綱（平成20年四日市市告示第28号。以下「暴力団等排除要綱」という。）第3条に規定する警察等関係行政機関からの通報又は同要綱第4条に規定する警察等関係行政機関への照会に対する回答により、契約の相手方として不相当であると認められるとき。

ア 受注者又はその役員等（法人にあつては、非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長及びその他これに類する地位にある者並びに経営に実質的に関与している者をいう。法人格を有しない団体にあつては、代表者及び経営に実質的に関与している者をいう。個人にあつては、その者及び支配人をいう。以下この号において同じ。）が、集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれのある団体（以下「暴力団」という。）の関係者であると認められるとき、又は暴力団関係者（暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者又は集団的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者として、警察等捜査機関から通報があつた者若しくは警察等捜査機関が確認した者をいう。以下この号において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められるとき。

イ 受注者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 受注者又はその役員等が、暴力団又は暴力団関係者若しくは暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に対して直接又は間接を問わず資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 受注者又はその役員等が、暴力団又は暴力団関係者と暴力団等排除要綱別表第1第4項に規定する密接な関係を有していると認められるとき。

オ 受注者又はその役員等が、暴力団又は暴力団関係者と暴力団等排除要綱別表第1第5項に規定する社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 受注者又はその役員等が、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

キ 役員等又はその使用人が、業務（個人の私生活上の行為以外の受注者の業務全般をいう。）に関し、暴力行為（暴行、脅迫、傷害、毀棄などの刑罰法令にふれる行為をいう。）を行つたと認められるとき。

ク 受注者が、市の発注する工事又は委託の契約を履行するに当たり、暴力団等排除要綱別表第

1に掲げる一に該当する者であることを知りながら、その者を下請負人として使用し、又は再委託したとき。

ケ 受注者が、市の発注する工事又は委託の契約を履行するに当たり、暴力団等排除要綱別表第1に掲げる一に該当する者を下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）として使用し、又は再委託（すべての再委託を含む。）していた場合に発注者が受注者に対し又は受注者を通じて当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

コ 受注者が、市の発注する工事又は委託の契約を履行するに当たり、暴力団等排除要綱別表第1に掲げる一に該当する同要綱別表第2に規定する資材販売業者等であることを知りながら、資材を購入し、又は同要綱別表第2に規定する施設若しくは廃棄物処理業者を使用したとき。

サ 受注者又は下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）が、市の発注する工事又は委託の契約を履行するに当たり、暴力団等排除要綱別表第1に掲げる一に該当する同要綱別表第2に規定する資材販売業者等から資材を購入し、又は同要綱別表第2に規定する施設若しくは廃棄物処理業者を使用していた場合に発注者が受注者に対し又は受注者を通じて当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

シ 受注者が、市の発注する工事又は委託の契約に関し、暴力団員等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報若しくは発注者への報告を怠り、著しく信頼を損なう行為であると認められるとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第27条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合（前条第6号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

第28条 発注者は、業務が完了するまでの間は、前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（特定の違法行為に対する解除権）

第29条 発注者は、受注者がこの契約に関し、第26条第1項各号のいずれかに該当すると認められたときは、この契約を解除することができる。この場合においては、前条2項の規定は適用しない。

（受注者の解除権）

第30条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（1）第17条の規定により設計図書を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。

（2）発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

（解除に伴う措置）

第31条 発注者は、この契約が解除された場合においては、業務の完了部分を検査の上、当該検査に合格した部分に相当する業務委託料を受注者に支払わなければならない。

2 前項の場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 受注者は、この契約が解除された場合において、業務用地等に受注者が所有又は管理する建設機械器具、仮設物その他の物件（再委任者の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに業務用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は業務用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、業務用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

（賠償金等の徴収）

第32条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わない

ときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日まで財務大臣が決定する率の割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき財務大臣が決定する率の割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(あっせん又は調停)

第33条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による三重県建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者その他受注者が業務を実施するために使用している下請負人、労働者等の業務の実施又は管理に関する紛争及び監督職員
の職務の執行に関する紛争については、第10条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲 裁)

第34条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(補 則)

第35条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

収入
印紙

変 更 契 約 書 (工 事)

契約番号

担当課

当 初 の 契 約	工 事 名	
	工 事 場 所	四日市市 地内
	締 結 年 月 日	年 月 日
変 更 の 内 容	変 更 内 容	
	請 負 代 金 額	¥ 〔 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ (注) 「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、 請負代金額に 8 / 1 0 8 を乗じて得た額である。 (但し、 [] の部分は受注者が課税業者である場合に使用する。) 〕
	工 期	
	契 約 保 証 金	
	そ の 他 の 事 項	

上記請負契約の一部変更について、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、契約を締結するものとする。

この契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

年 月 日

発注者 住所 四日市市諏訪町 1 番 5 号
 四日市市
 氏名 四日市市長

Ⓜ

受注者 住所
 氏名

Ⓜ

収入
印紙

変 更 契 約 書（工事三者契約用）

契約番号

担当課

当初の契約	工 事 名	
	工 事 場 所	四日市市 地内
	締 結 年 月 日	年 月 日
変更の内容	変 更 内 容	
	請 負 代 金 額	¥ うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ （注）「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、 請負代金額に8/108を乗じて得た額である。 （但し、〔 〕の部分は受注者が課税業者である場合に使用する。）
	工 期	
	契 約 保 証 金	
	そ の 他 の 事 項	

上記請負契約の一部変更について、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、契約を締結するものとする。

この契約の証として本書3通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

発注者 住所 四日市市諏訪町1番5号
 四日市市
 氏名 四日市市長 ⑩

発注者 住所 四日市市堀木一丁目3番18号
 四日市市
 氏名 四日市市上下水道事業管理者 ⑩

受注者 住所
 氏名 ⑩

収入
印紙

変更契約書（委託）

契約番号

担当課

当初の契約	委託名	
	委託場所	四日市市 地内
	締結年月日	年 月 日
変更の内容	変更内容	
	業務委託料	¥ 〔 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ (注) 「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、 業務委託料に8/108を乗じて得た額である。 (但し、〔 〕の部分は受託者が課税業者である場合に使用する。) 〕
	委託期間	
	契約保証金	
	その他の事項	

上記委託契約の一部変更について、発注者と受託者は、各々対等な立場における合意に基づいて、契約を締結するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

発注者 住所 四日市市諏訪町1番5号
 四日市市
 氏名 四日市市長

Ⓜ

受託者 住所
 氏名

Ⓜ

収入
印紙

請書（工事）

1	工 事 名	
2	工 事 場 所	四日市市 地内
3	工 事 概 要	
4	函 面	四日市市工事執行規則第13条第2項により省略
5	工 期	年 月 日から 年 月 日まで
6	請負代金額	<p>¥</p> <p>（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥）</p> <p>（注）「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、 請負代金額に8/108を乗じて得た額である。 （但し、〔 〕の部分は受注者が課税業者である場合に使用する。）</p>
7	その他の事項	

上記のことを承諾しお請けします。なお四日市市契約施行規則、四日市市工事執行規則、その他関係法令等の規定を遵守して執行いたします。

年 月 日

四日市市長

住所
受注者
氏名

印

収入
印紙

請 書（委託）

1	委 託 名	
2	委 託 場 所	四日市市 地内
3	委 託 概 要	
4	函 面	四日市市工事執行規則第13条第2項により省略
5	委 託 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
6	業 務 委 託 料	<p>¥</p> <p>（ うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ ）</p> <p>（注）「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、 業務委託料に8/108を乗じて得た額である。 （但し、〔 〕の部分は受託者が課税業者である場合に使用する。）</p>
7	その他の事項	

上記のことを承諾しお請けします。なお四日市市契約施行規則、四日市市工事執行規則、その他関係法令等の規定を遵守して執行いたします。

年 月 日

四日市市長

住所
受託者
氏名

印

収入
印紙

変更請書（工事）

1	工 事 名	
2	工 事 場 所	四日市市 地内
3	工 事 概 要	
4	仕 様 書	別紙のとおり
5	工 期	年 月 日から 年 月 日まで
6	請 負 代 金 額	¥ うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ （注）「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、 請負代金額に8/108を乗じて得た額である。 （但し、〔 〕の部分は受注者が課税業者である場合に使用する。）
7	その他の事項	

上記について次の契約条項承諾のうえお請けいたします。

年 月 日

四日市市長

受注者 住所
氏名

印

収入
印紙

変更請書（委託）

1	委託名	
2	委託場所	四日市市 地内
3	委託概要	
4	仕様書	別紙のとおり
5	委託期間	年 月 日から 年 月 日まで
6	業務委託料	<p>¥</p> <p>（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥）</p> <p>（注）「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、 業務委託料に8/108を乗じて得た額である。 （但し、〔 〕の部分は受託者が課税業者である場合に使用する。）</p>
7	その他の事項	

上記について次の契約条項承諾のうえお請けいたします。

年 月 日

四日市市長

住所
受託者
氏名

印

第18号様式（規則第13条関係・規程第34条関係）

年度	検 第 号	工 事 設 計 書	四 日 市 市			
施 設 名						
施 工 地 名	四日市市	地内	審 査			年 月 日
工 事 名			課 長	課長補佐	係 長	
工 事 費			設 計			
工 期	契約の日から	年 月 日まで	設計	検算		
工 事 の 概 要			起 工 理 由			

第20号様式（規則第15条関係）

工 事 着 手 届	
年 月 日	
四日市市長	
住所 受注者 氏名	
⑩	
契 約 番 号	
工 事 場 所	四日市市 地内
工 事 名	
着 手 年 月 日	年 月 日
上記工事を着手したいので、届け出ます。	

確 認	
上記届出を確認した。	
年 月 日	
監督職員 職氏名	
⑩	
工事担当課長	課長
⑩	

第21号様式（規則第15条関係）

委 託 業 務 着 手 届	
年 月 日	
四日市市長	
住所 受託者 氏名	
⑩	
契 約 番 号	
委 託 場 所	四日市市 地内
委 託 名	
着 手 年 月 日	年 月 日
上記委託業務を着手したいので、届け出ます。	

確 認	
上記届出を確認した。	
年 月 日	
監督職員 職氏名	
⑩	
委託担当課長	課長
⑩	

四日市市長

受注者 住所
氏名

印

請負工事一部下請負届

下記工事の施工に当たり、次の下請負者を使用したく届け出ます。

工 事 名	
請 負 代 金 額	
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日

受注者の請負工事に係る建設業許可・許可業種			
許可番号	国土交通大臣 知 事	(般 — 特) 第 号	許可業種 工事業

下請負の工事内容・下請負者の建設業の許可等			
工 事 内 容	下 請 負 者 (住所・名称・代表者名)	許可番号	下請負金額
		許可業種	
			円
			円
			円
			円

四日市市長

住所
受託者 氏名

印

再委託届

下記業務の施工に当たり、次の者に再委託をいたしたく届け出ます。

委託名	
業務委託料	
委託期間	年 月 日 ~ 年 月 日

再委任の業務内容・再受託者の名称等		
業務内容	再受託者 (住所・名称・代表者名)	再委任額
		円
		円
		円
		円

第24号様式（規則第20条関係・規程第17条関係）

現場代理人・技術者選任（変更）通知書

年 月 日

四日市市長

住所
受注者
氏名

㊞

契約番号	
工事場所	四日市市 地内
工事名	
工期	年 月 日 から 年 月 日 まで
請負代金額	

上記工事については、下記のとおり現場代理人・主任技術者・監理技術者・専門技術者を定めましたのでお届けします。

記

現場代理人氏名	
参 考	勤続年数 取得資格名

主任技術者氏名 (監理技術者)	
参 考	勤続年数 取得資格名

専門技術者氏名	
参 考	勤続年数 取得資格名

課 長	課長補佐	係 長	監督職員

第25号様式（規則第20条の2関係・規程第17条関係）

管理技術者・照査技術者選任（変更）通知書

年 月 日

四日市市長

住所
受託者
氏名 ⑩

契約番号	
委託場所	四日市市 地内
委託名	
委託期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
業務委託料	

上記委託業務について、下記のとおり管理技術者、照査技術者を定めましたので通知します。

記

管理技術者氏名	
参 考	勤続年数 取得資格名

照査技術者氏名	
参 考	勤続年数 取得資格名

課 長	課長補佐	係 長	監督職員

第26号様式（規則第23条関係）

貸与品借用書

年 月 日

四日市市長

住所
受注者
氏名

印

工事名

工事場所 四日市市 地内

年 月 日工事契約に基づく下記物品を借用しました。

記

品名	規格	単位	数量	貸与期間	受領場所	返納場所	貸与条件

第 2 7 号様式（規則第 2 3 条関係）

支給品受領書

年 月 日

四日市市長

住所
受注者
氏名

印

工事名

工事場所 四日市市 地内

年 月 日工事契約に基づく下記材料を受領しました。

記

品 名	規 格	単 位	数 量	摘 要

第28号様式（規則第35条関係・規程第32条関係）

工 事 完 成 届

年 月 日

四日市市長

住所
受注者
氏名

印

契 約 番 号	
工 事 場 所	四日市市 地内
工 事 名	
請 負 代 金 額	
工 期	自 年 月 日・至 年 月 日
完 成 年 月 日	年 月 日

年 月 日	課 長	課長補佐	係 長	監督職員 (係)

第29号様式（規則第35条関係・規程第32条関係）

工 事 既 済 部 分 届

年 月 日

四日市市長

住所
受注者
氏名

㊞

契 約 番 号	
工 事 場 所	四日市市 地内
工 事 名	
請 負 代 金 額	
工 期	自 年 月 日・至 年 月 日
既 済 部 分 の 内 容	

年 月 日	課 長	課長補佐	係 長	監督職員 (係)

第30号様式（規則第35条関係・規程第32条関係）

工 事 部 分 完 成 届

年 月 日

四日市市長

住所
受注者
氏名

印

契 約 番 号	
工 事 場 所	四日市市 地内
工 事 名	
請 負 代 金 額	
工 期	自 年 月 日・至 年 月 日
部分完成年月日	年 月 日
部分完成の内容	

年 月 日	課 長	課長補佐	係 長	監督職員 (係)

第31号様式（規則第35条関係・規程第32条関係）

委託業務完了届

年 月 日

四日市市長

住所
受託者
氏名

印

契約番号	
委託場所	四日市市 地内
委託名	
業務委託料	
委託期間	自 年 月 日・至 年 月 日
完了年月日	年 月 日

年 月 日	課長	課長補佐	係長	監督職員 (係)

第32号様式（規則第35条関係）

工 事 完 成 認 定 書			
	受注者	住 所	
		氏 名	
契約番号			
工事場所	四日市市		地内
工事名			
請負代金額			
契約の締結		年 月 日	
着手		年 月 日	
完成期限		年 月 日	
完成		年 月 日	
検査年月日		年 月 日	
検査職員職氏名			
四日市市契約施行規則第18条の規定により		年 月 日	日まで工期延長
上記検査の結果完成したことを認定する。			
	年 月 日		
		四日市市長	⑩

備考 1 この工事完成認定書は、2通作成し、1通は契約相手方に交付し、1通は主管課において保管すること。

出来高認定書

受注者 住所
氏名

契約番号

工事場所 四日市市 地内

工事名

請負代金額

着手 年 月 日

完成期限 年 月 日

出来高検査年月日 年 月 日

検査職員職氏名

出来高支払済金額	第 回	出来高支払済額	円
	第 回	出来高支払済額	円
	第 回	出来高支払済額	円
	第 回	出来高支払済額	円
	第 回	出来高支払済額	円

内金払請求額 円

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

四日市市長

印

第34号様式（規則第35条関係）

委 託 業 務 完 了 認 定 書				
	受託者	住 所		
契約番号		氏 名		
委託場所	四日市市		地内	
委託名				
業務委託料				
契約の締結	年	月	日	
着手	年	月	日	
完了期限	年	月	日	
完了	年	月	日	
検査年月日	年	月	日	
検査職員職氏名				
四日市市契約施行規則第18条の規定により		年	月	日まで
委託期間延長				
上記検査の結果完了したことを認定する。				
	年	月	日	
				四日市市長
				⑩

備考 1 この委託業務完了認定書は、2通作成し、1通は契約相手方に交付し、1通は主管課において保管すること。

第35号様式（規則第36条関係）

工事目的物引渡書

年 月 日

四日市市長

住所
受注者
氏名

印

下記の工事について、 年 月 日完成検査に合格したので引渡します。

記

1 工事名

2 工事場所 四日市市 地内

3 工期 着手 年 月 日

完成 年 月 日

4 範囲 (全部 ・ 一部)

成果物引渡書

年 月 日

四日市市長

住所
受託者
氏名 ⑩

下記の業務について、 年 月 日完了検査に合格したので引渡します。

記

1 委託名

2 委託場所 四日市市 地内

3 委託期間
着手 年 月 日
完了 年 月 日

年 月 日

四日市市長

受注者 住所
氏名

印

請負代金請求書

工事場所 四日市市 地内

工事名

請負代金額 ¥ _____ 円

金	円也	年	月	日	前金領収済
金	円也	年	月	日	前金領収済（中間前払金）
金	円也	年	月	日	第1回内金領収済
金	円也	年	月	日	第2回内金領収済
金	円也	年	月	日	第3回内金領収済
金	円也	年	月	日	第4回内金領収済

領収済金額合計 円也

請求金額

金 額									
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

上記のとおり請求いたします。

第38号様式（規則第37条関係）

年 月 日

四日市市長

受託者 住所
氏名

印

業 務 委 託 料 請 求 書

委託場所 四日市市 地内

委託名

業務委託料 ¥ _____ 円
金 円也 年 月 日 前金領収済

請求金額

金 額										
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

上記のとおり請求いたします。

第39号様式（規則第39条関係）

年 月 日

四日市市長

住所
受注者
氏名

印

前 金 払 請 求 書 (工事)

工事場所 四日市市 地内

工事名

請負代金額 ¥ _____ 円

請求金額

金 額										
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

上記のとおり請求いたします。

第40号様式（規則第39条関係）

年 月 日

四日市市長

住 所
受託者
氏 名

印

前 金 払 請 求 書 (委託)

委託場所 四日市市 地内

委託名

業務委託料 ¥ _____ 円

請求金額

金 額										
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

上記のとおり請求いたします。

受注者 住所
氏名

印

四日市市長

内金払請求書

工事場所 四日市市 地内

工事名

請負代金額 ￥ _____ 円

金 円也 年 月 日 前金領収済

金 円也 年 月 日 前金領収済（中間前払金）

金 円也 年 月 日 第1回内金領収済

金 円也 年 月 日 第2回内金領収済

金 円也 年 月 日 第3回内金領収済

金 円也 年 月 日 第4回内金領収済

領収済金額合計 円也

第 回内金支払請求金額

金額										
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

上記のとおり請求いたします。

第42号様式（規則第48条関係）

〔裏面参照の上建設工事紛争審査会の仲裁に付することに合意する場合に使用する。〕

仲 裁 合 意 書

工事名

工事場所 四日市市 地内

年 月 日に締結した上記建設工事の請負契約に関する紛争については、
発注者及び受注者は、建設業法に規定する下記の建設工事紛争審査会の仲裁に付し、そ
の仲裁判断に服する。

管轄審査会名 三重県建設工事紛争審査会

年 月 日

発注者 ⑩

受注者 住所又は所在地

氏名又は商号及び代表者名 ⑩

[裏面]

仲 裁 合 意 書 に つ い て

1) 仲裁合意について

仲裁合意とは、裁判所への訴訟に代えて、紛争の解決を仲裁人に委ねることを約する当事者間の契約である。

仲裁手続きによってなされる仲裁判断は、裁判上の確定判決と同一の効力を有し、たとえその仲裁判断の内容に不服があっても、その内容を裁判所で争うことはできない。

2) 建設工事紛争審査会について

建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）は、建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るため建設業法に基づいて設置されており、同法の規定により、あっせん、調停及び仲裁を行う権限を有している。また、中央建設工事紛争審査会（以下「中央審査会」という。）は、国土交通省に、都道府県紛争審査会（以下「都道府県審査会」という。）は各都道府県にそれぞれ設置されている。審査会の管轄は、原則として、受注者が国土交通大臣の許可を受けた建設業者であるときは中央審査会、都道府県知事の許可を受けた建設業者であるときは当該都道府県審査会であるが、当事者の合意によって管轄審査会を定めることもできる。

審査会による仲裁は、3人の仲裁委員が行い、仲裁委員は、審査会の委員又は特別委員のうちから当事者が合意によって選定した者につき、審査会の会長が指名する。また、仲裁委員のうち少なくとも1人は、弁護士法（昭和24年法律第205号）の規定により弁護士となる資格を有する者である。

なお、審査会における仲裁手続は、建設業法に特別の定めがある場合を除き、民事訴訟法（平成8年法律第109号）の規定が適用される。

第43号様式（規則第48条関係）

〔裏面参照の上建設工事紛争審査会の仲裁に付することに合意する場合に使用する。〕

仲 裁 合 意 書（三者契約用）

工事名

工事場所 四日市市 地内

年 月 日に締結した上記建設工事の請負契約に関する紛争については、
発注者及び受注者は、建設業法に規定する下記の建設工事紛争審査会の仲裁に付し、そ
の仲裁判断に服する。

管轄審査会名 三重県建設工事紛争審査会

年 月 日

発注者 ⑩

発注者 ⑩

受注者 住所又は所在地

氏名又は商号及び代表者名 ⑩

〔裏面〕

仲 裁 合 意 書 に つ い て

1) 仲裁合意について

仲裁合意とは、裁判所への訴訟に代えて、紛争の解決を仲裁人に委ねることを約する当事者間の契約である。

仲裁手続きによってなされる仲裁判断は、裁判上の確定判決と同一の効力を有し、たとえその仲裁判断の内容に不服があっても、その内容を裁判所で争うことはできない。

2) 建設工事紛争審査会について

建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）は、建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るため建設業法に基づいて設置されており、同法の規定により、あっせん、調停及び仲裁を行う権限を有している。また、中央建設工事紛争審査会（以下「中央審査会」という。）は、国土交通省に、都道府県紛争審査会（以下「都道府県審査会」という。）は各都道府県にそれぞれ設置されている。審査会の管轄は、原則として、受注者が国土交通大臣の許可を受けた建設業者であるときは中央審査会、都道府県知事の許可を受けた建設業者であるときは当該都道府県審査会であるが、当事者の合意によって管轄審査会を定めることもできる。

審査会による仲裁は、3人の仲裁委員が行い、仲裁委員は、審査会の委員又は特別委員のうちから当事者が合意によって選定した者につき、審査会の会長が指名する。また、仲裁委員のうち少なくとも1人は、弁護士法（昭和24年法律第205号）の規定により弁護士となる資格を有する者である。

なお、審査会における仲裁手続は、建設業法に特別の定めがある場合を除き、民事訴訟法（平成8年法律第109号）の規定が適用される。

第44号様式（規程第3条関係）

工 事 （ 検 査 ） 台 帳										整理番号	
工事場所		四日市市 地内				工事名					
設計者名						監督職員名					
受注者						現場代理人主任技術者					
財 源 内 訳	国補		県補		市費		支 出 科 目	会計		予 算 額	当初
	_____		_____		_____			款	(補正)		
	地元		その他					項	(補正)		
	負担		_____		_____			目	(補正)		
						節				(流用)	
契約年月日			設計金額			請負代金		契約工期			
当 初 ~ . .			
変 更 ~ . .			
変 更 ~ . .			
着手	年 月 日		完成	年 月 日		完成認定	年 月 日				
検 査 (支 払) 経 過	年 月 日	※受付月日	項 目	検 査 職 員	※ 検 査 調 書 整 理 番 号	支 払 年 月 日	支 払 金 額				
					
					
					
					
					
					
工事の概要（規模・構造）							※請負代金 小 計				
_____ _____ _____ _____ _____ _____											
							請負代金 累 計				
							件 数				

注 ※印欄は必要のある場合のみ記入のこと。

工事（支払）台帳

（単位：円）

工事 番号	起案日 受付日	伝票 番号	工事名	工事場所	設計金額	請負代金額	左の内 消費税	設計・監督員 検査員	業者名	工事内容		契約年月日 (着手)	完成期限	工事 日数	完成年月日	検査年月日 完成認定日	支出 手続日	摘要
										延長(m)	幅員(m)							
			小	件														
			累	件														

第46号様式（規程第12条関係）

契 約 決 定 通 知 書 (工事)		
年度		契約番号
1	工 事 名	
2	工 事 場 所	四日市市 地内
3	契約予定年月日	年 月 日
4	工 期	年 月 日から 年 月 日
5	開 札 日	年 月 日
6	契 約 金 額	
		(うち消費税及び地方消費税の額)
7	契 約 保 証 金	
8	前 払 金	
9	部 分 払	
10	支 払 条 件	
11	落 札 業 者 名	
12	発 注 者	四日市市
<p>上記のとおり契約を決定しましたので通知します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">調達契約課長</p>		

第47号様式（規程第12条関係）

契 約 決 定 通 知 書 (委託)		
年 度		契 約 番 号
1	委 託 名	
2	委 託 場 所	四日市市 地内
3	契約予定年月日	年 月 日
4	委 託 期 間	年 月 日から 年 月 日
5	開 札 日	年 月 日
6	契 約 金 額	
		(うち消費税及び地方消費税の額)
7	契 約 保 証 金	
8	前 払 金	
9	部 分 払	
10	支 払 条 件	
11	落 札 業 者 名	
12	発 注 者	四日市市
<p>上記のとおり契約を決定しましたので通知します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">調達契約課長</p>		

受注者

様

四日市市長

監督職員選任通知書（工事）

次の工事について、工事請負契約書第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり監督職員を選任したので、通知します。

工事場所

四日市市

地内

工事名

記

監督職員
（職・氏名）

受託者 様

四日市市長

監督職員選任通知書（委託）

次の業務について、委託契約書第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり監督職員を選任したので、通知します。

委託場所 四日市市 地内

委託名

記

監督職員
（職・氏名）

支給材料貸与品返納書

年 月 日

四日市市

住所
受注者
氏名 ⑩

工事名

工事場所 四日市市 地内

年 月 日工事契約に基づく貸与品について下記のとおり返納します。

記

品名	規格	単位	数量	返納場所	摘要

第52号様式（規程第27条関係）

第 号
年 月 日

受注者 様

四日市市長

Ⓜ

工事施行一時中止（再開）通知書

工事場所	四日市市 地内
工事名	
契約年月日	年 月 日
工期	着手 年 月 日 完成 年 月 日
請負代金額	
上記工事について別添協議書に基づき一時中止（再開）されたい。	

第53号様式（規程第27条関係）

工事請負契約解除通知書

第 号
年 月 日

受注者 様

四日市市
四日市市長

印

契約の解除について（通知）

年 月 日付で契約締結した下記工事については、工事請負契約書第
条により契約を解除します。

記

1 工事名

2 工事場所 四日市市 地内

3 工期 着手 年 月 日
完成 年 月 日

4 請負代金額 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円)

5 契約を解除する金額 出来形検査合格部分を除く

第54号様式（規程第27条関係）

委 託 契 約 解 除 通 知 書

第 年 月 日 号

受託者 様

四日市市
四日市市長

印

契約の解除について（通知）

年 月 日付で契約締結した下記業務については、委託契約書第
条により契約を解除します。

記

1 委託名

2 委託場所 四日市市 地内

3 委託期間 着手 年 月 日
完成 年 月 日

4 業務委託料 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円)

工 事 成 績 評 定 書 (土 木 工 事)

工 事 名												
受 注 者												
契 約 年 月 日	年 月 日				当初請負金額							
	年 月 日				最終請負金額							
工 期	当 初	完成期限	年 月 日		延 長	完成期限	年 月 日		完 成 日	年 月 日		
		工事日数				付与日数				担当課確認日		年 月 日
	完 成 日		年 月 日		完 成 日		年 月 日		完 成 検 査 実 施 日			
	完 成 日		年 月 日		完 成 日		年 月 日		完 成 日			
監督職員氏名	⑩											
検査職員氏名	⑩											
監督職員意見	判定基準											
	優 秀		100点～85点									
	良 好		84点～70点									
検査職員意見	普 通		69点～60点									
	やや不良		59点～50点									
	不 良		49点以下									
評 点 合 計	監督職員		検査職員		検査完了日		24		27		29	
	評 点	14	点	17	点	総 評 点 数		判 定				
1	2	考査比率	0.5		0.5		20					
6	9	評点数	点		点		点					
検査室 決 裁			担当課 決 裁									
検査室長		室長補佐		課 長		課長補佐		係 長				

項目	細目	着 眼 点	監 督 職 員 考 査 基 準				評 定	評 点				
			優 秀	良 好	普 通	やや不良						
			1.0～0.85	0.84～0.7	0.69～0.6	0.59～0.5	0.49以下	重要度				
施 工 体 制	現場代理人等	工事全体の把握 指揮統率力 契約図書の理解 技術能力	現場代理人等として契約図書の理解も十分に、技術能力も優れ 施工計画書どおり良好に施工した。 また、連絡調整を書面で行い、 その対応に優れていた。	現場代理人等として契約図書の理解もあり、技術能力も良く 施工計画書どおり施工した。また、 連絡調整を書面で行い、その 対応が良かった。	現場代理人等として契約図書ど おり施工し、技術能力も特に問 題はなかった。しかし、連絡調 整に若干不十分なところが見ら れた。	現場代理人等として契約図書の 把握や技術能力に欠け、時々問 題が生じ改善を指示した。また連 絡調整、対応に不十分であっ た。	現場代理人等として契約図書の 把握や技術能力に欠け常に問題 が生じ改善を指示した。また連 絡調整、対応に問題が生じた。	20				
	現場作業員	作業の熟練度 作業態度 作業員使用 機 器	優秀な熟練工が多く作業態度も 特に良く、作業量に応じ適正に 配置されていた。	熟練工の配置状況は良好で、人 員確保もよくできていた。	熟練工の配置状況、人員確保等 に若干の無理が見られたが、特 に問題はなく作業の進捗に支障 をきたすことはなかった。	熟練工が不足し所要人員も十分 確保できず時々無理な体制がみ られ、作業の進捗に支障をきた すことが時々あった。	作業員が未熟で作業態度も悪く また所要人員は極端に不足し作 業の進捗に支障をきたした。	5				
制 意	仕 事 対 する 積 極 性	仕 事 対 する 積 極 性	全体的に積極的に良好な施工に 努め、随所に創意工夫が見記さ れ実施された。連絡体制はすば やく関係機関まででき十分機能 した。	良好な施工に努め、一部に創意 工夫が見られ、連絡体制は関係 機関までできた。	仕事に対する積極性に問題はな かったが、創意工夫は受けられ なかった。また連絡体制は若 干機能しなかったが、特に問題 はなかった。	仕事に消極的で意欲が認められ ず、連絡体制も機能せず時々連 絡に支障をきたした。	仕事に消極的なため支障をきた し注意した。また連絡体制が悪 く常に連絡に支障をきたした。	10				
	出 来 形 管 理	整 理 状 況 試 験 精 美 施 工 状 況	資料がわかり易く整理され、試 験成績結果表も適正に提出され た。また、施工途中の形状・寸 法も良好で工程表のずれもな かった。	資料がわかり易く整理され、形 状・寸法が良好であったが、工 程表とほんの少しずれた。	資料の整理が悪く、材料等に傷 や欠損があり取り替えた。一部 試験結果の提出漏れがあった。	資料の整理が極端に不十分で、 材料等に傷や欠損があり取り替 えた。多くの試験結果の提出漏 れがある。	10					
施 工 管 理	現 場 管 理	安 全 管 理 現 場 折 衝	安全管理及び現場整理が、優 れ対外折衝や第三者への安全対策 も積極的に取り組み事故防止へ の努力が顕著でトラブル・事故 がなかった。	安全管理及び現場整理が、良好 で第三者への安全対策も取り 組み事故防止への努力が見ら れトラブルへの対応も市と共に 行った。	安全管理及び現場整理が、問題 なくされ、第三者への安全対策 も取り組み事故がなかった。ト ラブルへの対応も市と共に 行った。	事故はなかったが、作業員や第 三者への安全対策の取り組みに 配慮が欠け、また住民とのトラ ブルに時間を要し、短時間(3日 程度)工事が停止した。	安全対策が不十分で事故が発生 し再発防止策を指示した。また 住民と常にトラブルが発生し対 応が悪く長期間(7日以上)工事 が停止した。	10				
	法 律 管 理	建 設 業 法 等 環 境 再 生 利 用 促 進	建設業法等を遵守し、再生資源 の利用は対象品目すべてが利用 され、環境対策も積極的に十分 行われた。	建設業法等を遵守し、再生資源 の利用は対象品目のほとんど が利用され、環境対策も十分行 われた。	建設業法等を遵守したが一部に 記載漏れがあり注意した。また 再生資源の利用は対象品目の一 部しか利用が図られなかった。 環境対策は特に問題はなかつ た。	建設業法等を遵守したが、再生 資源の利用はされず、環境対策 は不十分で問題が発生し指導 した。	建設業法等に抵触しそうな事 があり改善を求めた、また環境 対策が不十分で問題が発生し指 導したが、履行されなかった。	10				
出 来 形	記 録 的 整 備	関 係 書 類 提 出 状 況 内 容 正 確 取 扱	すべて必要な時期に提出され わかり易く、内容も優れていて 正確であり、特にすべての材料 が材料確認(検査)調書により容 易に確認できた。	必要な時期に提出され、内容 も概ね正確であり、特に主要な 材料が材料確認(検査)調書に より確認できた。	一部に提出漏れがあり請求後直 ちに提出された。使用材料が材 料確認(検査)調書により整備さ れていたが、一部に記載漏れが あり、再提出を受け確認できた。	提出の遅れがあり、再度(請求後 7日以内)請求し提出されたが、 書類の内容について一部軽微な 間違いがあり指導し訂正された。	再三の請求に対しても書類提出 が遅く、内容に重大な間違いが あり訂正がされた。また材料確認 (検査)調書の書類が整理されて いない。	10				
	使 用 材 料	形 状 ・ 寸 法 位 置 量 能	形状は設計図書どおりで、誤差 のばらつきが少なく位置、数量 は書類により設計図書どおり正 確で容易に照合でき、機能を高 める工夫が全体的に見られた。	形状は設計図書どおりで、誤差 のばらつきがあるが位置、数量 は書類により設計図書と照合 でき、機能を高める工夫が一部 に見られた。	形状は設計図書どおりである が、資料、書類が一部不足し 提出を求めた。また位置、数量 は書類により設計図書と照合 でき、設計どおりの機能であっ た。	形状に設計図書と軽微な誤差や 間違いがあり改造し機能を確保 し完成を確認した。	形状が設計図書と一部符合せ ず、また、全体に、設計図書と 誤差や間違いがあり大幅な改造 し機能を確保し完成を確認し た。	10				
工 程 管 理	工 程 進 捗	工 程 遵 守 工 程 滑 着 工 程 短 縮	工事着手は計画工程に遅れず 工程管理が非常に優れゆとり(工 期を14日以上短縮した)をも って完成した。	工事着手は計画工程に遅れず 工程管理も適切な措置を講ず るなどし、工期内(工期の14日 未満で7日以上短縮した)に完 成した。	工事着手は計画工程に少し遅 れ(7日以内に着手)、工事履行状 況と若干のずれが生じたが特に 問題なく工期内に完成した。	工事着手は計画工程に大きく遅 れ(14日以上に着手)、また工程 管理が悪く、文書により改善指 示を行い工期内に完成した。	工事着手は計画工程に極端に大 きく遅れ(15日以上)、また工程 管理が悪く、文書により改善を 求めたが、履行されず当初 工期を変更して工期内に完成 した。	10				
	評 点 合 計	監督職員		検査職員		検査完了日		24		27		29
評 点			14		17		20		判 定			
1	2	考査比率	0.5		0.5		20					
6	9	評点数	点		点		点					
検査室 決 裁			担当課 決 裁									
検査室長		室長補佐		課 長		課長補佐		係 長				
完 成 状 況	出 来 形	形 状 ・ 寸 法 位 置 量 能	形状は設計図書どおりで、誤差 のばらつきが少なく位置、数量 は書類により設計図書どおり正 確で容易に照合でき、機能を高 める工夫が全体的に見られた。	形状は設計図書どおりで、誤差 のばらつきがあるが位置、数量 は書類により設計図書と照合 でき、機能を高める工夫が一部 に見られた。	形状は設計図書どおりである が、誤差が規格値の範囲内 であり位置、数量は書類と受注 者の補足説明により設計図書 と照合でき、設計どおりの機能 を有していた。	形状が設計図書と一部符合せ ず、また、誤差が規格値の範 围を超え間違いがあり、設計 図書どおりの機能を有してい ないで手直しをした。	30					
	使 用 材 料	規 格 品 性	設計図書どおりの規格強度を有 し品質性能も優れていた。また 品質・性能をより高めたり、確 保する工夫が全体的に見られ た。	設計図書どおりの規格強度を有 し品質性能も良好であった。ま た品質・性能をより高めたり、 確保する工夫が一部に見られ た。	資料・書類が一部不足し、補 足説明及び提出を求め設計 図書どおりの規格強度や品質 性能を確認した。	一部設計図書どおりの規格強 度や品質性能を確認できない ものがあり取替、手直しをした。	5					
	出 来 形	外 仕 上 げ 後 片 付 け	細部にわたり外観や仕上がり及 び見ばえが優れていた。また、 清掃、後片付けが充分されて いた。	全体的、局部的にも外観や仕上 がり及び見ばえが良好であ った。	全体的に外観や仕上がりは普通 であった。また、清掃、後片 付けが若干残っており検査当 日に対処した。	全体的に外観や仕上がりが悪 く補修を指示した。	全体的に外観や仕上がりが悪 く大幅な手直しを命じた。また、 清掃、後片付けがほとんどさ れず対処させた。	20				
	書 類 的 整 備	工 事 写 真 試 験 材 料 工 事 関 係 書 類 の 整 備	工事写真が正確で鮮明でわかり 易く撮影され、かつ施工全般 の資料が細部にわたりに的確に 整備され、容易に確認できた。	工事写真が正確に撮影され、か つ施工全般の資料が整備され ていた。	工事写真が一部不鮮明で、施 工資料の一部に不明な部分 があり受注者等の補足説明 により施工状況の確認をした。	工事写真が不鮮明で添付漏れ もあり施工資料が不十分で、 補足説明を受けたが工事全 般の施工状況が確認できな かった。	工事写真が全体に不鮮明で撮 影漏れもあり、かつ施工資料 が整理されていないため、 出来形等の状況が確認でき なかつた。	20				
	工 期 的 履 行	完 成 時 期 修 補 ・ 手 直 し 程 度 現 場 代 理 人 等 の 姿	ゆとりをもって工期内(工期を 14日以上余し完成届が提出 された)に完成し修補・手直 しなかった。現場代理人等の 受答えも良好であった。	計画どおり工期内(工期の14 日未満で7日以上余し完成 届が提出された)に完成し修 補・手直しなかった。受答え は概ね良好であった。	工期内に完成したが、軽微な 修補があり検査当日に完了 した。受答えの一部について、 下請業者が行った。	工期内に完成届が提出され たが、手直し等があり6日 以内に完了した。受答えの 大半を下請業者が行った。	工期内に完成届が提出され たが、大きな手直しがあり 7日以上を要し工期内に完 成しなかった。現場代理人 等以外が立会し、受答えの 大半を下請業者が行った。	25				
合 計							100					

工 事 成 績 評 定 書 (営 繕 工 事)

工 事 名											
受 注 者											
契 約 年 月 日	年 月 日					当初請負金額					
	年 月 日					最終請負金額					
工 期	当 初	完成期限	年 月 日			延 長	完成期限	年 月 日			
		工事日数					付与日数				
		完 成 日	年 月 日				担当課確認日	年 月 日			
		完成検査実施日	年 月 日				～	年 月 日			
監督職員氏名	㊟										
検査職員氏名	㊟										
監督職員意見						判定基準					
						優 秀	100点～85点				
						良 好	84点～70点				
検査職員意見						普 通	69点～60点				
						やや不良	59点～50点				
						不 良	49点以下				
評 点 合 計	監督職員					検査職員					
	評 点	14	点			17	点			20	点
1	2	検査比率	0.5			0.5					
6	9	評点数	点			点	点			点	
検査室決裁					担当課決裁						
検査室長		室長補佐			課 長		課長補佐			係 長	

項目		細目		評定		優 秀		良 好		普 通		やや不良		不 良		評定		評 点
		着眼点				1.0～0.85		0.84～0.7		0.69～0.6		0.59～0.5		0.49以下		重要度		
施 工 体 制	現場代理人等	工事全体の把握 指揮統率力 契約図書理解力 技術能力	現場代理人等として契約図書の理解も十分で、技術能力も優れ施工計画書どおり優秀な施工を行った。かつ、連絡調整を面で行い、その対応に優れていた。	現場代理人等として契約図書の理解もあり、技術能力も良く施工計画書どおり良好に施工した。かつ、連絡調整を面で行った。かつ、連絡調整を面で行った。	現場代理人等として契約図書どおり施工し技術能力も特に問題は無かった。しかし、連絡調整に若干不十分なところがみられた。	現場代理人等として契約図書の把握や技術能力に欠け、時々問題が生じ改善を指示した。また、連絡調整、対応が不十分であった。	現場代理人等として契約図書の把握や技術能力に欠け常に問題が生じ改善を指示した。また、連絡調整、対応に問題が生じた。	15										
	現場作業員	作業の熟練度 作業態度 作業員確保 作業用機器	優秀な熟練工が多く作業態度も良く、作業量に応じ適正に配置されていた。	熟練工の配置状況は良好で、人員確保もよくできていた。	熟練工の配置状況、人員確保等特に問題はなく作業の進捗に支障をきたすことはなかった。	熟練工が不足し所要人員も十分確保できず時々無理な体制がみられ、作業の進捗に支障をきたすことが時々あった。	作業員が未熟で作業態度も悪くまた所要人員は極端に不足し作業の進捗に支障をきたした。	5										
施 工 管 理	熱 意	仕事に対する責任感 仕事に対する意欲 仕事に対する創意 連絡体制	全体的に仕事意識を常に持ち積極的に良好な施工に努め、随所に創意工夫が明記され実施された。連絡体制はすばやく関係機関まで十分機能した。	仕事意識を持ち良好な施工に努め、一部に創意工夫が見られ、連絡体制は関係機関までできた。	仕事意識を持ち、積極性に問題は無かったが、創意工夫が見受けられなかった。また、連絡体制は若干機能しなかったが、特に問題はなかった。	仕事に消極的で意欲が認められず、連絡体制も機能せず、時々連絡に支障をきたした。	消極的なため仕事に支障をきたし注意した。また、連絡体制が悪く常に連絡に支障をきたした。	5										
	現場管理	事前調査 現場把握 安全管理	工事は、現場状況に応じ極めて綿密に計画され的確に実施し、また第三者への安全対策も積極的に取り組み事故がなかった。	工事は、現場状況を良く理解し良好に実施し、また第三者への安全対策の取り組みも良く事故がなかった。	工事は、現場状況を概ね理解し、特に問題なく実施し、また第三者への安全対策の取り組みもあつた。	工事は、現場状況の理解度が低く一部問題が生じ、また第三者への安全対策の取り組みが配慮に欠け改善を求めた。	工事全般にわたり常に問題が生じ、また安全対策が不十分で事故が発生し再発防止策を指示した。	10										
施 工 管 理	法令管理	建設業法等 環境対策等 再生資源利用	建設業法等を遵守し、再生資源の利用は対象品目すべて利用され、工事の環境対策も積極的に十分行われた。	建設業法等を遵守し、再生資源の利用は対象品目のほとんどが利用され、環境対策も十分行われた。	建設業法等を遵守したが一部に記載漏れがあり注意した。また再生資源の利用は対象品目の一部しか利用が図られなかった。環境対策は特に問題はなかった。	建設業法等を遵守したが、再生資源の利用はされず、環境対策は不十分で問題が発生し指導した。	建設業法等に抵触しそうな事があり改善を求めた。また環境対策が不十分で問題が発生し指導したが履行されなかった。	5										
	使用材料	規格 品質 性能	契約図書どおりの規格強度を有し品質性能も優れていた。かつ品質・性能を高める工夫が全体的に見られた。	契約図書どおりの規格強度を有し品質性能も良好であった。かつ品質・性能を高める工夫が一部に見られた。	資料・書類が一部不足し、提出を求め契約図書どおりの規格強度や品質性能を確認した。	一部に契約図書どおりの規格強度や品質性能を確認できないものがあり一部改造した。	全体的に、契約図書どおりの規格強度、品質性能が確認できないものがあり改造した。	10										
施 工 管 理	仮 設	規模の適正 安全 維持保全	工事の安全性、作業性のうえで完全整備され十分保全されていた。また、記録も整理されていた。	相当整備され、支障なく保全されていた。また、記録も整理されていた。	ほぼ整備され保全されていた。	部分的に不十分な点があったが大きな支障とならなかった。	極めて不十分であり、施工過程で重大な支障となった。	5										
	記録の整備	関係書類の提出状況 内容の正確度 材料検査	すべて必要な時期に提出されわかり易く、内容も優れていて正確であり、特にすべての材料が材料確認(検査)結果の書類により容易に確認できた。	必要な時期に提出され、内容も概ね正確であり、特に主要な材料が材料確認(検査)結果の書類により確認できた。	一部提出漏れがあり請求後直ちに提出された。使用材料が材料確認(検査)結果の書類により整備されていたが、一部に記載漏れがあり、再提出を受け確認できた。	提出の遅れがあり、再度(請求後7日以内)請求し提出されたが、書類の内容について一部軽微な間違えがあり指導し訂正された。	再三の請求に対しても書類提出が遅く、内容に重大な間違えがあり訂正がされた。また材料確認(検査)調書の書類が整理されていない。	10										
施 工 管 理	出来ばえ	仕上がり 機能達成度 形状・寸法精度	設計意図を的確にとらえ、機能及び仕上がりともに優れていた。	機能及び仕上がりも良好であったが細部で軽微な補修をした。	機能も支障なく仕上がりも普通であったが局部、細部で若干の補修をした。	仕上がり、機能がやや劣り部分的な改造をした。	仕上がり、機能とも不良で多くの改造をした。	25										
	工程管理	工程遵守 工程調整 円滑着工 工期短縮	工事着手は計画工程に遅れず工程管理が非常に優れゆとり(工期を14日以上短縮した)をもって完成した。	工事着手は計画工程に遅れず工程管理も良好で工期内(工期の14日未満で7日以上短縮した)に完成した。	工事着手は計画工程に少し遅れ(7日以内に着手)、実施工程と若干のずれが生じたが特に問題なく工期内に完成した。	工事着手は計画工程に大きく遅れ(14日以内に着手)、また工程管理が悪く、文章により改善指示を行い工期内に完成した。	工事着手は計画工程に極端に大きく遅れ(15日以上)、また工程管理が悪く、文章により改善を求めたが、履行されず当初工期を変更して工期内に完成した。	10										
合 計																100		
完 成 の 状 況	出来形	形状・寸法 位置 数量	形状は契約図書どおりで、誤差のばらつきが少なく位置、数量は書類により契約図書どおり正確で容易に照合でき、機能を高める工夫が全体的に見られた。	形状は契約図書どおりで、誤差のばらつきがあるが位置、数量は書類により契約図書と照合でき、機能を高める工夫が一部に見られた。	形状は契約図書どおりであるが誤差が規格値の範囲内であり位置、数量は書類と受注者の補足説明により契約図書と照合でき、設計どおりの機能であった。	形状が契約図書と一部符合せず、また、誤差が規格値の範囲を超え間違いがあり、機能を有していないので取替や手直しをした。	20											
	使用材料	規格 品質 性能	契約図書どおりの規格強度を有し品質性能も優れていた。かつ品質・性能をより高めたり、確保する工夫が全体的に見られた。	契約図書どおりの規格強度を有し品質性能も良好であった。かつ品質・性能をより高めたり、確保する工夫が一部に見られた。	資料・書類が一部不足し、補足説明及び提出を求め契約図書どおりの規格強度や品質性能を確認した。	一部契約図書どおりの規格強度や品質性能を確認できないものがあり取替、手直しをした。	15											
	出来ばえ	外観 仕上げ 清掃 後片付け	細部にわたり外観仕上げ及び仕上げが優れていた。また、清掃、後片付け十分されていた。	外観仕上げ及び仕上げが良好であった。	外観や仕上げは普通であった。また、清掃、後片付けが若干残っており検査当日に対処した。	外観や仕上げが悪く補修を指示した。	外観や仕上げが悪く大幅な手直しを命じた。また、清掃、後片付けがほとんどできておらず対処させた。	30										
	書類の整備	工事写真 データ 材料検査 書類の整備	工事写真が正確で鮮明でわかり易く撮影され、かつ施工全般の資料が細部にわたって的確に整備されていた。	工事写真が正確に撮影され、かつ施工全般の資料が整備されていた。	工事写真が一部不鮮明で、施工資料の一部に不明確な部分があり受注者等の補足説明により施工状況の確認をした。	工事写真が不鮮明で添付漏れもあり施工資料が不十分で、補足説明を受けたが工事全般の施工状況が確認できない。	工事写真が全体に不鮮明で撮影漏れもあり、かつ施工資料が整理されていないため、出来形等の状況が確認できなかった。	20										
	工期の履行	完成の時期 修補・手直し 程度 現場代理人等 の姿勢	ゆとりをもって工期内(工期を14日以上余し完成届が提出された)に完成し修補・手直しがなかった。現場代理人等の受答えも良好であった。	計画どおり工期内(工期の14日未満で7日以上余し完成届が提出された)に完成し修補・手直しがなかった。受答えは概ね良好であった。	工期内に完成したが、軽微な修補があり検査当日に完了した。受答えの一部について下請業者が行った。	工期内に完成届が提出されたが、手直し等があり6日以内に完了した。受答えの大半を下請業者が行った。	工期内に完成届が提出されたが、大きな手直しがあり7日以上を要し工期内に完成しなかった。現場代理人等以外が立会い、受答えの大半を下請業者が行った。	15										
合 計																100		

工 事 成 績 評 定 書 (設 備 工 事)

工 事 名												
受 注 者												
契 約 年 月 日	年 月 日					当初請負金額						
	年 月 日					最終請負金額						
工 期	当 初	完成期限	年 月 日		延 長	完成期限	年 月 日					
		工事日数					付与日数					
		完 成 日	年 月 日			担当課確認日	年 月 日					
	完成検査実施日	年 月 日			～	年 月 日						
監督職員氏名	㊦											
検査職員氏名	㊦											
監督職員意見						判 定 基 準						
						優 秀	100点～85点					
						良 好	84点～70点					
検査職員意見						普 通	69点～60点					
						やや不良	59点～50点					
						不 良	49点以下					
評 点 合 計						監督職員	検査職員		検査完了日	24	27	29
	評 点	14	点		17	点		総 評 点 数			判 定	
1	2	考 査 比 率	0 . 5		0 . 5		20					
6	9	評 点 数	点		点		点					
検 査 室 決 裁					担 当 課 決 裁							
検 査 室 長		室 長 補 佐				課 長		課 長 補 佐		係 長		

項目	細目	着眼点	監 督 職 員 考 査 基 準				評定	評 点
			優 秀	良 好	普 通	やや不良		
			1.0～0.85	0.84～0.7	0.69～0.6	0.59～0.5	0.49以下	重要度
工 体	現場代理人等	工事全体の把握率、指揮統率、契約図書の理解力、技術能力	現場代理人等として契約図書の内容も十分に理解し、技術能力も優れ、施工計画書どおり優秀に施工した。かつ、連絡調整を事前に図り、その対応に優れていた。	現場代理人等として契約図書の内容も十分に理解し、技術能力も良く、施工計画書どおり施工した。かつ、連絡調整を事前に図り、その対応が良かった。	現場代理人等として契約図書の内容も十分に理解し、技術能力も特に問題なかった。しかし、連絡調整に若干不十分なところが見受けられた。	現場代理人等として契約図書の内容も十分に理解し、技術能力に欠け時々問題が生じ改善を指示した。また、連絡調整、対応が不十分であった。	現場代理人等として契約図書の内容も十分に理解し、技術能力に欠け常に問題が生じ改善を指示した。また、連絡調整、対応にも問題が生じた。	15
	現場作業員	作業の熟練度、作業態度、作業量	優秀な熟練工が多く作業態度も良く、作業量に適切に調整されていた。	熟練工の配置状況は良好で、人員確保もよくできていた。	熟練工の配置状況、人員確保等に問題はなく作業の進捗に支障をきたすことがなかった。	熟練工が不足し所要人員も十分確保できず時々無理な体制がみられ、作業の進捗に支障をきたすことが時々あった。	作業員が未熟で作業態度も悪くまた所要人員は極端に不足し作業の進捗に支障をきたした。	5
	熱意	仕事に対する意欲、創意、意欲、創意、意欲、創意	全体的に積極的に良好な施工に努め、随所に創意工夫が明記され実施された。連絡体制はすばやく関係機関まで十分機能した。	良好な施工に努め、一部創意工夫が見られ、連絡体制は関係機関までできた。	仕事に対する積極性に問題はなく、創意工夫が見受けられなかった。また、連絡体制は若干機能しなかったが特に問題なかった。	仕事に消極的で意欲が認められず、また、連絡体制が機能せず時々連絡に支障をきたした。	仕事に消極的なため支障をきたし注意した。また、連絡体制が悪く常に連絡に支障をきたした。	5
施 工	現場管理	事前調査、現場把握、安全管理	工事内容は、現場状況に適切に計画され、実施し、また第三者への安全対策の取り組みも良かった。	工事内容は、現場状況を良く理解し良好に実施し、また第三者への安全対策の取り組みも良かった。	工事内容は、現場状況を理解し、現場状況に適切に計画され、実施し、また第三者への安全対策の取り組みも良かった。	工事内容は、現場状況を理解し、現場状況に適切に計画され、実施し、また第三者への安全対策の取り組みも良かった。	工事全般にわたり常に問題が生じ、また安全対策が不十分で事故が発生し再発防止策を指示した。	10
	法令管理	建設業法等、環境対策等、再生資源利用促進	建設業法等を遵守し、再生資源の利用は対象品目すべてに利用され、工事の環境対策も積極的に十分行われた。	建設業法等を遵守し再生資源の利用は対象品目のほとんどが利用され、環境対策も十分行われた。	建設業法等を遵守したが一部に記載漏れがあり、注意した。また再生資源の利用は対象品目の一部しか利用が図られなかった。環境対策は特に問題なかった。	建設業法等を遵守したが再生資源の利用はされず、環境対策は不十分で問題が発生し指導したが、履行されなかった。	5	
	出来形管理(施工途中)	整理状況、試験成績、工場の寸法精度	資料がわかり易く整理され、試験成績も適正に提出され、形状・寸法の実施状況も良好であった。	資料がわかり易く整理され、実施されたが、工程表とほんの少しずれがあった。	資料が支障なく整理され、形状・寸法の施工は、特に問題なかった。	資料が不足で指示することが多く、整理内容が解りにくく一部試験結果の提出漏れがあった。	資料の整理が不十分で、やり直しを指示した。また、多くの試験結果の提出漏れがあり、工程表と極端に大きすぎた。	10
工 管 理	記録の整備	関係書類の提出状況、内容の正確度、材料検査	すべて必要な時期に提出され、内容も正確であり特にすべての機材が機材確認調書により容易に確認できた。	必要な時期に提出され、内容も概ね正確であり、特に主要な機材が機材確認調書により確認できた。	一部に提出漏れがあり請求後直ちに提出された。使用機材が機材確認調書により整備されていたが、一部に記載漏れがあり、再提出を受けて確認した。	再三の請求に対しても書類提出が遅く、内容に重大な間違いがあり訂正された。また、機材確認調書の書類が整理されていない。	10	
	機器・使用材料	規格強度、品質	契約図書どおりの規格強度を有し品質性能も優れていた。かつ品質性能を高める工夫が全体的に見られた。	契約図書どおりの規格強度を有し品質性能も良好であった。かつ品質性能を高める工夫が一部に見られた。	資料・書類が一部不足し提出を求め、契約図書どおりの規格強度や品質性能を確認した。	一部に契約図書どおりの規格強度や品質性能を確認できないものがあり一部改造した。	10	
	出来ばえ	仕上がり機能達成度、形状・寸法精度	設計意図を的確にとらえ、機能及び仕上がりともに優れていた。	機能及び仕上がりも良好であったが細部で軽微な補修をした。	機能も支障なく仕上がりも普通であったが局部、細部で若干の補修をした。	仕上がり、機能がやや劣り部分的な改造をした。	仕上がり、機能とも不良で多くの改造をした。	20
工 程 管 理	工程の進捗	工程遵守、工程調整、円滑着工	工事着手は計画工程に遅れず工程管理が非常に優れゆとり(工期の14日以上短縮した)をもって完成した。	工事着手は計画工程に遅れず工程管理も良好で工期(工期の14日未満で7日以上短縮した)に完成した。	工事着手は計画工程に少し遅れ(7日以内に着手)、実施工程と若干のずれが生じたが特に問題なく工期内に完成した。	工事着手は計画工程に大きく遅れ(14日以内に着手)、また工程管理が悪く、文書により改善指示を行い工期内に完成した。	10	
合 計								100
検 査 職 員 考 査 基 準								
完 成 の 状 況	出来形	形状・寸法、位置量	形状は契約図書どおりで誤差のばらつきが少なく位置、数量は書類により契約図書どおり正確で容易に照合でき、機能も高める工夫が全体的に見られた。	形状は契約図書どおりで誤差のばらつきがあるが位置、数量は書類により契約図書と照合でき、機能も高める工夫が一部に見られた。	形状は契約図書どおりであるが誤差が規格値の範囲内であり位置、数量は書類と受注者の補足説明により契約図書と照合でき、設計どおりの機能であった。	形状は契約図書と一部符合せず、また誤差が規格値の範囲を超え間違いがあり、機能を有していないので取替えや手直しをした。	形状は契約図書と一部符合せず、また全体に、誤差が規格値の範囲を超え間違いがあり、機能を有していないので取替えや手直しをした。	20
	機器・使用材料	規格強度、品質	契約図書どおりの規格強度を有し品質性能も優れていた。かつ品質・性能をより高めたり、確保する工夫が全体的に見られた。	契約図書どおりの規格強度を有し品質性能も良好であった。かつ品質・性能をより高めたり確保する工夫が一部に見られた。	資料・書類が一部不足し、補足説明及び提出を求め契約図書どおりの規格強度や品質性能を確認した。	一部契約図書どおりの規格強度や品質性能を確認できないものがあり取替、手直しをした。	全体に契約図書どおりの規格強度や品質性能を確認できないものがあり取替、手直しをした。	10
	出来ばえ	外仕上がり、清掃、後片付け	細部にわたり外観仕上がり及び見栄えが優れていた。また、清掃、後片付けが十分されていた。	外観仕上がり及び見栄えが良好であった。	外観仕上がりは普通であった。また、清掃、後片付けが若干残っており検査当日に対処した。	外観仕上がりが悪く補修を指示した。	外観仕上がりが悪く大幅な手直しを命じた。また、清掃、後片付けがほとんどできておらず対処させた。	20
	書類の整備	工事写真、試験データ、検査書類の整備	工事写真が正確で鮮明でわかり易く撮影されかつ施工全般の資料が細部にわたりの確に良く整備されていた。	工事写真が正確に撮影されかつ施工全般の資料が整備されていた。	工事写真が一部不鮮明で施工資料の一部に不明瞭な部分があった。受注者等の補足説明により施工状況の確認をした。	工事写真が不鮮明で添付漏れもあり施工資料が不十分で、補足説明を受けたが工事全般の施工状況が確認できない。	工事写真が全体に不鮮明で撮影漏れもありかつ施工資料が整理されていないため、出来高等の状況が確認できなかった。	30
	工期の履行	完成の時期、手直しの程度、現場代理の姿勢	ゆとりをもって工期内(工期の14日以上工期を余し完成届が提出された)に完成し修補・手直しがなかった。現場代理人等の受答えも良好であった。	計画どおり工期内(工期の14日未満で7日以上余し完成届が提出された)に完成し修補・手直しがなかった。受答えは概ね良好であった。	工期内に完成したが、軽微な修補があり検査当日に完了した。受答えの一部について下請業者が行った。	工期内に完成届が提出されたが手直し等があり6日以内に完了した。受答えの大半を下請業者が行った。	工期内に完成届が提出されたが大きな手直しがあり7日以上を要し工期内に完成しなかった。現場代理人等以外が立会い、受答えの大半を下請業者が行った。	20
合 計								100

工 事 成 績 評 定 書 (水 道 工 事)

工 事 名											
受 注 者											
契 約 年 月 日	年 月 日					当初請負金額					
	年 月 日					最終請負金額					
工 期	当 初	完成期限	年 月 日			延 長	完成期限	年 月 日			
		工事日数					付与日数				
	完 成 日		年 月 日			担 当 課 確 認 日		年 月 日			
	完 成 検 査 実 施 日		年 月 日			～		年 月 日			
監 督 職 員 氏 名	㊟										
検 査 職 員 氏 名	㊟										
監 督 職 員 意 見	判 定 基 準										
	優 秀		100点～85点								
	良 好		84点～70点								
検 査 職 員 意 見	普 通		69点～60点								
	やや不良		59点～50点								
	不 良		49点以下								
評 点 合 計	監督職員					検査職員					
	評 点	14			点	17			点	20	
考 査 比 率		0.5			0.5			20			
評 点 数		点			点			点			
検 査 室 決 裁					担 当 課 決 裁						
検 査 室 長		室 長 補 佐			課 長		課 長 補 佐			係 長	

項目	細目	着 眼 点	監 督 職 員 考 査 基 準					評 定	評 点
			優 秀	良 好	普 通	やや不良	不 良		
			1.0～0.85	0.84～0.7	0.69～0.6	0.59～0.5	0.49以下	重要度	
施 工 体 制	現場代理人等	工事全体の把握 指揮統率力 契約図書の理解力 技術能力	現場代理人等として契約図書の理解も十分に、技術能力も優れた施工計画書どおり良好に施工した。また、連絡調整を書面で行い、その対応に優れていた。	現場代理人等として契約図書の理解もあり、技術能力も良く施工計画書どおり施工した。また、連絡調整を書面で行い、その対応が良かった。	現場代理人等として契約図書どおり施工し、技術能力も特に問題はなかった。しかし、連絡調整に若干不十分なところが見られた。	現場代理人等として契約図書の把握や技術能力に欠け、時々問題が生じ改善を指示した。また連絡調整、対応に不十分であった。	現場代理人等として契約図書の把握や技術能力に欠け、常に問題が生じ改善を指示した。また連絡調整、対応に問題が生じた。	20	
	現場作業員	作業の熟練度 作業態度 確保機器 使用	優秀な熟練工が多く作業態度も特に良く、作業量に応じ適正に配置されていた。	熟練工の配置状況は良好で、人員確保もよくできていた。	熟練工の配置状況、人員確保等に若干の無理が見られたが、特に問題はなかった。また連絡調整をきたすことはなかった。	熟練工が不足し所要人員も十分確保できず時々無理な体制がみられた。また連絡調整をきたすことが時々あった。	作業員が未熟で作業態度も悪くまた所要人員は極端に不足し作業の進捗に支障をきたした。	5	
制 度	仕 事 対 する 意 義 創 意 運 転 機 体 制	全体的に積極的に良好な施工に努め、随所に創意工夫が見込まれ実施された。連絡体制はすばやく関係機関まででき十分機能した。	良好な施工に努め、一部に創意工夫が見られ、連絡体制は関係機関までできた。	仕事に対する積極性に問題はなかったが、創意工夫は若干見られなかった。また連絡体制は若干機能しなかったが、特に問題はなかった。	仕事に消極的で意欲が認められず、連絡体制も機能せず時々連絡に支障をきたした。	仕事に消極的なため支障をきたし注意した。また連絡体制が悪く常に連絡に支障をきたした。	10		
	出 来 形 管 理	整 理 状 況 試 験 精 美 施 工 状 況	資料がわかり易く整理され、試験成績結果表も適正に提出された。また、施工途中の形状・寸法も良好で工程表とのずれもなかった。	資料がわかり易く整理され、形状・寸法が段階確認で良好であったが、工程表とほんの少しずれた。	資料が支障なく整理され、施工途中での形状・寸法にも特に問題なかった。	資料の整理が悪く、材料等に傷や欠損があり取り替えた。一部試験結果の提出漏れがある。	資料の整理が極端に不十分で、材料等に傷や欠損があり取り替えた。多くの試験結果の提出漏れがある。	10	
施 工 管 理	現 場 管 理	安 全 管 理 現 場 折 衝	安全管理及び現場整理が、良好で対外折衝や第三者への安全対策も積極的に取り組み、事故防止への努力が顕著でトラブル、事故がなかった。	安全管理及び現場整理が、良好で対外折衝や第三者への安全対策も取り組み事故防止への努力が見られ事故がなかった。トラブルへの対応も自主的に行った。	安全管理及び現場整理が、問題なくされ対外折衝や第三者への安全対策も取り組み事故がなかった。トラブルへの対応も市と共に行った。	事故はなかったが、作業員や第三者への安全対策の取り組みが配慮が欠け、また住民とのトラブルに時間を要し短期間(3日程度)工事が停止した。	安全対策が不十分で事故が、発生し再発防止策を指示した。また住民と常にトラブルが発生し対応が悪く長期間(7日以上)工事が停止した。	10	
	法 律 管 理	建 設 業 法 等 環 境 再 生 資 源 利 用 促 進 法 等 の 進 捗	建設業法等を遵守し、再生資源の利用は対象品目すべてが利用され、環境対策も積極的に十分行われた。	建設業法等を遵守し、再生資源の利用は対象品目のほとんどが利用され、環境対策も十分行われた。	建設業法等を遵守したが一部に記載漏れがあり注意した。また再生資源の利用は対象品目の一部しか利用が図られなかった。環境対策は特に問題はなかった。	建設業法等を遵守したが、再生資源の利用はされず、環境対策は不十分で問題が発生し指導した。	建設業法等に抵触しそうな事があり改善を求めた。また環境対策が不十分で問題が継続し指導したが、履行されなかった。	10	
出 来 形	記 録 的 整 備	関 係 書 類 内 容 正 確 度 材 料 検 査	すべて必要な時期に提出されわかり易く、内容も優れていて正確であり、特にすべての材料が材料確認(検査)調書により容易に確認できた。	必要な時期に提出され、内容も正確であり、特に主要な材料が材料確認(検査)調書により確認できた。	一部に提出漏れがあり請求後直ちに提出された。使用材料が材料確認(検査)調書により整備されていたが、一部に記載漏れがあり、再提出を受け確認できた。	提出の遅れがあり、再度(請求後7日以内)請求し提出されたが、書類の内容について一部軽微な間違いがあり指導し訂正された。	再三の請求に対しても書類提出が遅く、内容に重大な間違いがあり訂正がされた。また材料確認(検査)調書の書類が整理されていない。	10	
	形 状 寸 法 置 量 能	形 状 寸 法 置 量 能	形状は工事写真及び段階確認により設計図書どおりで、誤差のばらつきが少なく位置、数量は書類により設計図書と照合でき、機能が高める工夫が全体的に見られた。	形状は工事写真及び段階確認により設計図書どおりで、誤差のばらつきがあるが位置、数量は書類により設計図書と照合でき、機能の高める工夫が一部に見られた。	形状は設計図書どおりであるが、資料、書類が一部不足し提出を求めた。また位置、数量は書類により設計図書と照合でき、設計どおりの機能であった。	形状に設計図書と軽微な誤差や間違いがあり改造し機能を確保し完成を確認した。	形状が設計図書と一部符合せず、また全体的に、設計図書と誤差や間違いがあり大幅な改造し機能を確保し完成を確認した。	10	
工 程 管 理	使 用 材 料	規 格 品 性	設計図書どおりの規格強度を有し品質性能も優れていた。また品質・性能を高めたり、確保する工夫が全体的に見られた。	設計図書どおりの規格強度を有し品質性能も良好であった。また、品質・性能を高めたり、確保する工夫が一部に見られた。	資料・書類が一部不足し、提出を求め設計図書どおりの規格強度や品質性能を確認した。	一部に設計どおりの規格強度や品質性能を確認できないものがあり一部改造した。	全体的に、設計図書どおりの規格強度や品質性能を確認できないものがあり改造した。	5	
	工 程 進 捗	工 程 調 整 工 程 滑 着 工 程 短 縮	工事着手は計画工程に遅れず工程管理が非常に優れゆとり(工期を14日以上短縮した)をもって完成した。	工事着手は計画工程に遅れず工程管理も適切な措置を講ずるなどし、工期内(工期の14日未満で7日以上短縮した)に完成した。	工事着手は計画工程に少し遅れ(7日以内に着手)、工事履行状況が若干のずれが生じたが特に問題なく工期内に完成した。	工事着手は計画工程に大きく遅れ(14日以内に着手)、また工程管理が悪く、文書により改善指示を行い工期内に完成した。	工事着手は計画工程に極端に大きく遅れ(15日以上)、また工程管理が悪く、文書により改善を求めたが、履行されず当初工期を変更して工期内に完成した。	10	
検 査 職 員 考 査 基 準									
完 成 状 況	出 来 形	形 状 寸 法 置 量 能	形状は工事写真及び段階確認書により設計図書どおりで、誤差のばらつきが少なく位置、数量は書類により設計図書と照合でき、機能が高める工夫が全体的に見られた。	形状は工事写真及び段階確認書により設計図書どおりで、誤差のばらつきがあるが位置、数量は書類により設計図書と照合でき、機能の高める工夫が一部に見られた。	形状は設計図書どおりであるが、誤差が規格値の範囲内であり位置、数量は書類と受注者の補足説明により設計図書と照合でき、設計どおりの機能であった。	形状が設計図書と一部符合せず、また誤差が規格値の範囲を超え間違いがあり、設計図書どおりの機能を有していないので手直しをした。	形状が設計図書と一部符合せず、また全体的に、誤差が規格値の範囲を超え間違いがあり、設計図書どおりの機能を有していないので手直しをした。	30	
	使 用 材 料	規 格 品 性	設計図書どおりの規格強度を有し品質性能も優れていた。また、品質・性能を高めたり、確保する工夫が全体的に見られた。	設計図書どおりの規格強度を有し品質性能も良好であった。また、品質・性能を高めたり、確保する工夫が一部に見られた。	資料・書類が一部不足し、補足説明及び提出を求め設計図書どおりの規格強度を確認した。	一部設計図書どおりの規格強度や品質性能を確認できないものがあり取替、手直しをした。	全体に、設計図書どおりの規格強度や品質性能を確認できないものがあり取替、手直しをした。	5	
出 来 形	出 来 形	外 仕 清 後 片 付 け	細部にわたり外観仕上がりが及び見えが優れていた。また、清掃、後片付けが充分されていた。	全体的・局部的にも外観仕上がりが及び見えが良好であった。	全体的に外観仕上がりが普通であった。また、清掃、後片付けが若干残っており検査当日に対処した。	全体的に外観仕上がりが悪く補修を指示した。	全体的に外観仕上がりが悪く大幅な手直しを命じた。また、清掃、後片付けがほとんどされておらず対処させた。	20	
	書 類 的 整 備	工 事 写 真 試 験 材 料 検 査 工 事 関 係 書 類 等 の 整 備	工事写真が正確で鮮明でわかり易く撮影され、かつ施工全般の資料が細部にわたりの確認に良く整備され容易に確認できた。	工事写真が正確に撮影され、かつ施工全般の資料が整備されていた。	工事写真が一部不鮮明で、施工資料の一部に不明確な部分があり受注者等の補足説明により施工状況の確認をした。	工事写真が不鮮明で添付漏れもあり施工資料が不十分で、補足説明を受けたが工事全般の施工状況が確認できない。	工事写真が全体に不鮮明で撮影漏れもあり、かつ施工資料が整理されていないため、出来形等の状況が確認できなかった。	20	
工 期 的 履 行	工 期 的 履 行	完 成 時 期 修 補 手 直 し 度 現 場 代 理 人 等 の 姿 勢	ゆとりをもって工期内(工期を14日以上余し完成届が提出された)に完成し修補・手直しがなかった。現場代理人等の受答えも良好であった。	計画どおり工期内(工期の14日未満で7日以上余し完成届が提出された)に完成し修補・手直しがなかった。受答えは概ね良好であった。	工期内に完成したが、軽微な修補があり検査当日に完了した。受答えの一部について下請業者が行った。	工期内に完成届が提出されたが、手直し等があり6日以内に完了した。受答えの大半を下請業者が行った。	工期内に完成届が提出されたが、大きな手直しがあり7日以上を要し工期内に完成しなかった。現場代理人等以外が立会い、受答えの大半を下請業者が行った。	25	
	合 計								100